

平成 1 7 年度 中山間地域等直接支払制度の取組事例

平成 1 8 年 2 月
農林水産省農村振興局

< A要件に取り組んでいる事例 >

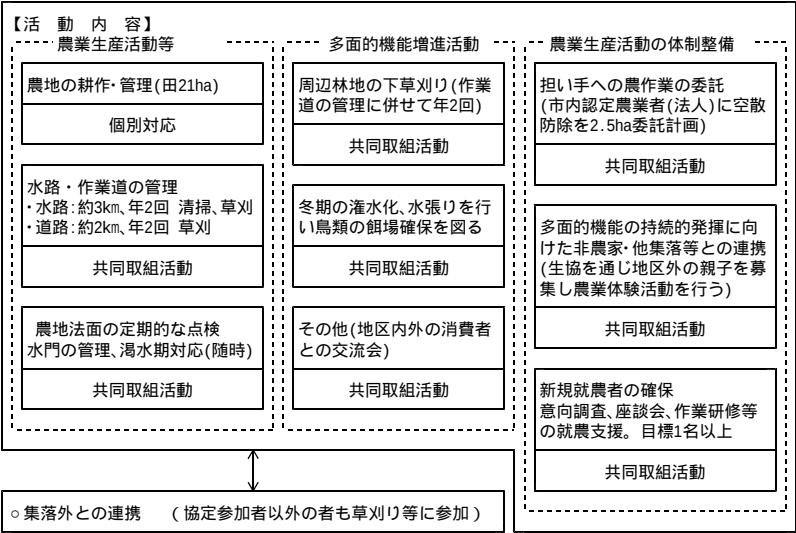
○ 農地保全と農業体験への取組

1. 集落協定の概要

市町村・協定名				
いばらきけんたかはぎし 茨城県高萩市 あきやまかみ・きたかた 秋山上・北方				
協定面積21ha	田（100％）		畑	草地
	水稻・大豆			採草放牧地
交付金額 171万円	個人配分		50％	
	共同取組活動分 （50％）	リーダー育成		7％
		法面・農道・水路管理、農業体験		43％
協定参加者	農業者 44人			

2. 集落マスタープランの概要

- ・ 親子農業体験を実施し、集落内外の交流による活性化を図る。また並行して就農志向者へ働きかけ、後継者の確保育成を推進する。
- ・ 農業体験、収穫祭を毎年実施。
- ・ 1～2年目に就農志向者への働きかけ（座談会等）、3～4年目に就農準備（農作業研修等）を行い、5年目に就農。
- ・ 担い手への農作業委託を推進、空散防除を行う。



3. 取組の経緯及び内容

当地区は比較的まとまりのある集落で、転作大豆以外にサトイモを栽培する等、先駆的な集落である。旧制度時、緩傾斜も対象になったことに伴い地区全体で組織を再構成し、協定締結に至った。

旧制度でも地区外の親子を募集し、集落役員が中心となって田植・芋掘り等の農業体験活動に取り組んでいた。新制度においてもこの活動を継続するとともに、集落の課題の一つである後継者の確保、担い手への作業委託による農作業合理化等の活動に取り組み、将来に向けた持続的体制を維持しながら、集落の活性化を推進することとしている。



- 農用地等保全マップ
- ・ 今後5年間で要補修となりそうな箇所を調査、図示
- ・ 崩壊等した場合は簡易補修を行う



里芋掘り：親子農業体験

交流会：カボチャ重量当てクイズ

〔平成21年度までの取組目標〕
○ 多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携（親子農業体験活動）
○ 新規就農者の確保（目標1名以上）
○ 担い手への農作業の委託（空散防除を2.5ha委託計画）

< A要件に取り組んでいる事例 >
○ 共同取組活動が守る美しい自然と棚田

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	栃木県那須烏山市 国見 とちぎけんすからすやまし くにみ			
協 定 面 積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
2.2 ha	水稻			
交 付 金 額	個人配分分			5 0 %
46.2万円	共同取組活動分 (50%)	法面の草刈り活動	2 5 %	
		水路の清掃	2 5 %	
協 定 参 加 者	農業者 7人			

2. 集落マスタープランの概要

当国見地区においては高齢化が進み、住民の殆どが65歳以上の中で後継者もなく、棚田以外の農地は耕作放棄地が発生している状況である。このような現状の中、協定農用地は共同取組を基本に水路・法面の保護活動を行うと共に、ボランティア活動の受け入れを行い、周辺林地・遊休農地の環境整備を行う。

さらに、オーナー制度導入を検討し、都市住民との交流を図る。また、農業機械利用の共同化を推進するとともに、地域の実情にあった農地の集積を検討する。

[活 動 内 容]		
農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理 (田2.2ha)	周辺林地の下草刈り (約0.3ha、年1回)	機械・農作業の共同化 (基幹的農作業の共同化 目標 0.5ha)
個別対応	個別対応	共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路0.9km、年2回 清掃、草刈り ・道路0.5km、年2回 草刈り	夢大地応援団ボランティ ア作業の実施 (約0.3ha、年1回)	担い手への農地集積 (集落の担い手への委託 目標 0.1ha)
共同取組活動	共同取組活動・ボランティア	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 (年2回及び随時)	オーナー制度の実施 (次年度以降実施検討)	
共同取組活動	共同取組活動	

3. 取組の経緯及び内容

平成11年7月、農林水産省より「日本の棚田百選」に認定され、以来、国見の棚田は県内外にその存在が広まった。当国見地区は他地域と同様、高齢化が進み、農業後継者もなく維持管理に苦慮していたが、平成12年度に中山間地域として県の特認指定を受けたことが契機となって、国見棚田保全組合を設立し、集落11戸の内7戸の地権者が棚田を保全するため、共同作業により法面の草刈や水路の清掃を行って来た。

平成16年度より「とちぎ夢大地応援団ボランティア活動」の受け入れを行い、棚田周辺の遊休地及び林地の環境美化に努めるとともに、作業後の交流活動などを行っている。

さらに、平成17年度には懸案事項であった棚田の水不足を解消するため、地元が一体となって調整池整備工事と景観保護のための法面緑化工を積極的に行った。



○農用地等保全マップ

- ・全国棚田百選に認定されている棚田の維持管理と、棚田を中心とした自然環境の保全を行っている。
- (面積: 22,000㎡)
- (棚田枚数: 50枚)



脱穀を待つ棚田風景



ボランティアとの協働による環境美化作業

[平成21年度までの取組目標]
平成16年度までの前対策での実績を踏まえ、引き続き共同作業による水路・法面等の維持管理を行うと共に、都市との交流事業として「とちぎ夢大地応援団」の受け入れによる農作業(棚田周辺環境整備)のボランティア活動を行う。
また、子どもたちの農業体験をはじめ、オーナー制度の導入についても今後検討を行う。

< A要件に取り組んでいる事例 >

○ピオトープを通じ地区の活性化を目指す

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	いしかわけんわじましまいまち 石川県輪島市三井町				ながさわ 長 沢
協 定 面 積 10ha	田 (100%) 水稻		畑	草地	採草放牧地
交 付 金 額 807千円	個人配分分 0%				
	共同取組活動分 (100%)	総会・会議費		11%	
		ピオトープ看板、農道歩道橋架け替え工事費		17%	
		水路・農道管理費		25%	
		農地管理費		47%	
協 定 参 加 者	農業者24人、非農業者5人				

2. 集落協定マスタープランの概要

(1) 集落における将来像

個人所有の農業機械を集落で借り上げ、機械農作業の共同化に取り組む。また、非農家と連携し、農地の荒廃防止に努める。

(2) 5年間の活動目標

水路の改修工事の実施、 水害で流失した農業用歩道橋の架け替え工事 (2 基)
暗渠排水の整備、 水路法面の雑木伐採事業、 農業機械の共同利用、 ピオトープの管理

(3) 毎年の活動計画

[1 年目]・水路の改修 (U 字溝の入れ替え) 農業用歩道橋の架け替え (2 基)

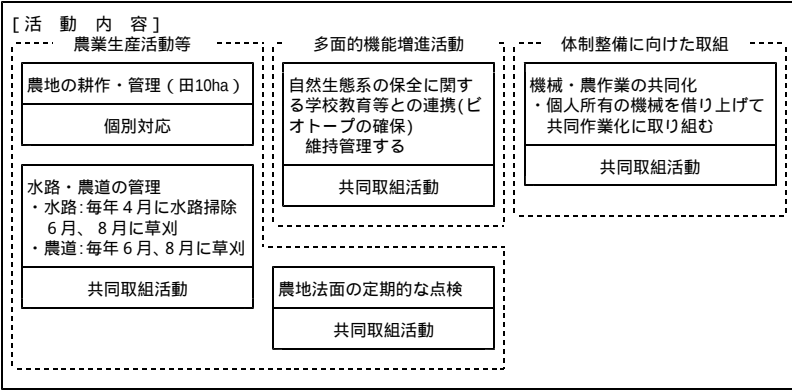
・ピオトープの管理 (次年度以降も継続して実施) 等

[2 年目]・暗渠排水の整備 等

[3、4 年目]・水路法面の雑木の伐採 (400m) (次年度以降も実施)

・農業機械の共同利用化 等

[5 年目]・農業機械の共同利用面積について、協定農用地の10%以上で実施



3. 取組の経緯及び内容

当集落では、これまで草刈・清掃を共同作業として行っていたが、平成17年度からの当該制度の取組みでは、個人所有の農業機械を各自で使用する非効率的な自己完結型の現在の営農体系から脱却して、集落で個人所有の農業機械を借り上げ、農作業の共同化を図るとともに、非農家との連携により農地の荒廃防止に努めることとしている。

なお、交付金を農業生産活動だけでなく、地域の子供たちのためにも使いたいと考え、輪島市立三井小学校 (生徒数62人) と連携し、ピオトープの維持管理をするに決めた。従来は、学校側が単独でピオトープを管理し、集落は草刈作業のみ手伝っていたが、今年度から集落も積極的に参加することにしており、看板の設置 (平成18年度予定) 防鳥対策のためのネット設置、ベンチの増設及び景観作物苗代の助成等を学校側と連携して進めていく予定となっている。

今後は、子供の保護者にも参加を呼びかけ、自然生態系の保全への理解を深めるとともに、地域ぐるみの活動として活性化につなげていくことを考えている。



< 共同による草刈作業 >



< ピオトープの観察会 >

[目標年度 (平成21年度) における主な効果]
○機械・農作業の共同化を通じて農地の荒廃を防止
・機械・農作業の共同化: 目標 1 ha (協定農用地面積の 1 0 %)
○自然生態系の保全に関する学校教育等との連携
・三井小学校と連携してピオトープを維持管理

< A要件に取り組んでいる事例 >

○ 集落共同で使える貯水用タンクの設置

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	わかやまけんいとくごんこうやぐちようたけおしゅうらく 和歌山県伊都郡高野町竹尾集落			
協 定 面 積 16.2 h	田(19%)	畑(81%)	草地	採草放牧地
	水稻	柿他		
交 付 金 額 204万円	個人配分分			50%
	共同取組活動分 (50%)	リーダー育成		3%
		マスタープランの将来像を実現するための経費		32%
		水路道路等の維持管理に要する経費		15%
協 定 参 加 者	農業者 17 人			

2. 集落マスタープランの概要

竹尾集落は、後継者不足から今後の農地の維持・管理問題が深刻化してきている。

このため、水路・道路の改修等を行い、高齢者でも作業しやすい基盤施設の強化を図る。

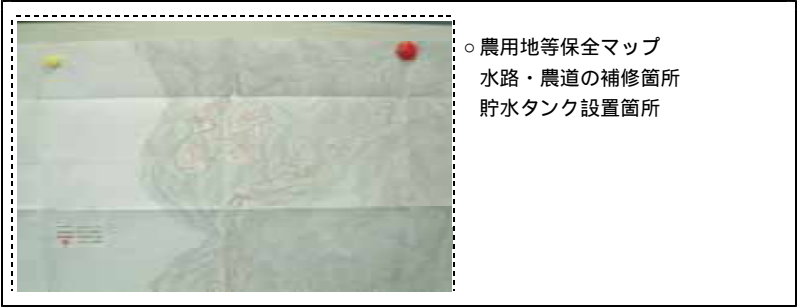
具体的には、現在果樹園へのかん水、防除用の水は各個人が川から取水するなどして対応しているが、2年、3年目に貯水用タンクを設置し、共同で使用できるように計画している。また、4年目、5年目で水路・道路の改修工事を行うことになっている。

[活 動 内 容]		
農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理 田3.0ha、畑 13.2ha	周辺林地の下草刈り(年1回)	農業施設の設置・共同利用 (貯水タンク設置、果樹かん水・防除共同利用化 1.7ha)
個別対応	個別対応	共同取組活動
水路・作業道の管理 清掃、草刈り(適宜)	景観作物作付け(レンゲ等)	認定農業者の育成(5人→6人)
共同取組活動	共同取組活動	共同取組活動
農地法面の点検(随時)	その他の活動	
個別対応	鳥獣害防止対策(防護柵900m)	
	共同取組活動	

3. 取組の経緯及び内容

当集落は、後継者不足から、農地の維持・管理が深刻化しており、前対策の集落協定により、農道・水路の維持管理を共同で行ってきた。しかし、今後さらに高齢化が進行する中で、前対策では、2つの協定を締結していたが、農業基盤の整備等に限界があることから、協定締結に向けた話し合いを進める中で、協定を統合して、集落の農業基盤の整備(防除用貯水タンクの共同利用)と認定農業者の育成を目標に取り組んでいくこととなった。具体的には、現在、果樹園へのかん水、防除用の水は各個人が川から取水するなどして対応しているが、2年目、3年目に貯水用タンクを作り果樹のかん水と防除に共同利用することを計画している。また、4年目、5年目で水路・道路の改修工事を行い、更には地域の担い手となる認定農業者を1名増やすことに取り組んでいく。

協定を統合することで、これまで資金面で取り組みなかった農業用施設整備が可能となり、新たな取り組みに向けて話し合いが活発になっている。



[平成21年度までの取組目標]

- 機械・農作業の共同化(農業施設(貯水用タンク)の共同利用)目標受益面積: 約1.7ha
- 認定農業者の育成 現在: 5人 → 目標: 6人

< A要件に取り組んでいる事例 >

○ 農作業の共同化による効率的な営農体制づくり

1 集落協定の概要

市町村・協定名	岡山県加賀郡吉備中央町 室 納			
協 定 面 積 34.7ha	田(10.0%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻、野菜、牧草			
交 付 金 額 613万円	個人配分			50%
	共同取組活動分 (50%)	視察研修費		3%
		共同作業経費		10%
		農道、水路の補修改良費		10%
		農地維持管理経費		20%
		その他(リーダー育成、総会・役員会等開催費、事務費)		7%
協定参加者	農業者 31人、水利組合 2組合(構成員31人)			

2 集落マスタープランの概要

(1) 将来像

定年帰農者を中心とした受委託組織を育成し、水稻の基幹的農作業の受委託により農用地を継続的に保全するとともに、集落内の農道・水路等は、非農家を含め集落全体で維持管理を行う。また、集落の農地をイノシシ防護柵で囲うなど、効果的な鳥獣害対策を行い、農業生産の安定化を図る。

(2) 5年間の目標

- 基幹的農作業は個々の農家が所有する農機具により個別に実施されており、今後、防除作業等が困難な高齢農家が出てくる事が予想されるため、複数の基幹的農作業を行う受委託組織を育成し、より安定的・効率的な営農体制の実現を目指す。また、基幹的農作業に係る農機具の共同利用も合わせて進める。(共同防除 目標:10ha)

a)

- 非農家と連携した一体的な農道・水路等の管理活動を実施する。
- 現在、集落内の農地で鳥獣による被害が増加しており、鳥獣被害防止対策として集落の農地を防護柵で囲い効果を高める。

[活 動 内 容]		
農業生産活動等		
農地の耕作・管理 (田34.7ha)	多面的機能増進活動	
	周辺林地の下草刈り(年2回)	共同取組活動
水路・作業道の管理 ・年2回 清掃、草刈り ・道路 年2回 草刈り	農業生産活動の体制整備	
	農地法面の定期的な点検(随時)	共同取組活動
共同取組活動		共同取組活動

3 取組の経緯及び内容

当集落の農家の殆どは兼業農家で、農業従事者の高齢化が進むとともに、担い手農家の育成が難しく、水稻栽培においても基幹的作業が困難な農家が出る状況となっていた。 また、個人ごとの機械所有が殆どで、機械代の負担が大きくなっていた。

このような状況を改善するため、集落内で話し合いを行った結果、機械・農作業の共同化による労働負担・営農コストの軽減を図るため、直接支払制度に取り組むこととなった。

(取組内容) ○ 基幹的農作業の共同化(共同防除等)

- 非農家との連携による農道・水路の管理
- 鳥獣害防止柵の設置



- 農用地等保全マップ
- ・ 共同防除作業エリアを年度別に分け(目標 10ha)
- ・ 鳥獣害防止柵設置区域を明示



【機械の共同利用】



【共同作業(草刈り)】

- [平成21年度までの取組目標]
- 機械・農作業の共同化(共同防除の実施)
(当初:0ha 目標:10ha(協定農用地面積の28%))
 - 非農家との連携による農道・水路の維持管理(当初:0人、目標:4人)

< A要件に取り組んでいる事例 >

○ 集落営農の確立に向けて

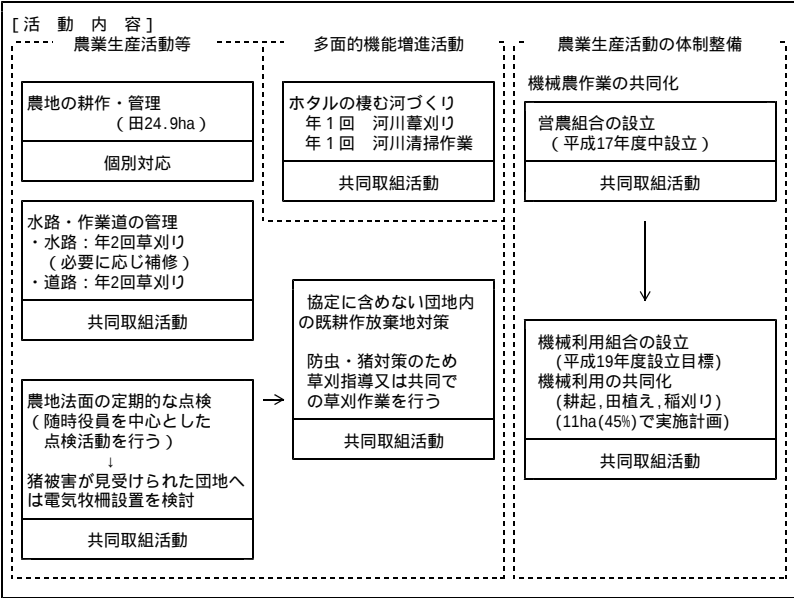
1. 集落協定の概要

市町村・協定名	からつしきゅうらぎまぢひるせ 佐賀県唐津市厳木町広瀬			
協 定 面 積	田 (1 0 0 %)	畑	草地	採草放牧地
2 4 . 9 ha	稲作、花卉ハウス			
交 付 金 額	個人配分			0 %
2 2 3 万円	共同取組活動分 (1 0 0 %)	農道・水路管理費	5 0 %	
		多面的機能増進活動(河川清掃等)	3 0 %	
		その他	2 0 %	
協 定 参 加 者	農業者 6 2 人			

2. 集落マスタープランの概要

本集落では、農家の高齢化や兼業化により担い手不足が進行しており、また近年、猪による農作物被害が出始めている。このため、集落役員が中心となり集落内を定期的に点検し、被害が見受けられた区域への電気牧柵の設置を検討している。

集落内の農地は昭和58年に圃場整備が完了しているが、この農地を将来的に守っていくため、担い手となる認定農業者の育成・確保を図るとともに、平成19年度を目標に機械利用組合を設立し、機械の共同所有及びオペレーターによる共同作業をおこなうことで、農作業の効率化及び労力軽減を図り、低コストで収益性の高い営農を目指す。



3. 取組の経緯及び内容

当広瀬地区においては、以前から兼業化が進んでおり、30ha近い地区内の圃場整備された農地を将来的に守っていくため、機械の共同利用による水田農業所得の最大化を目指す営農組合づくりができないか検討されてきた。役員を中心とした話し合いの結果、平成17年12月13日に規約等が承認され、正式に「広瀬地区営農組合」として設立された。

今後、集落マスタープランに基づき、機械利用組合を設立・運営していくにあたって、農業生産活動及び農用地の管理において、ほとんどの構成員が重複する集落と営農組合が連携することで、組合経費負担の軽減及び相互の適正な活動・運営を図っていく。



〇農用地等保全マップ(一画抜粋)

農地・水路・作業道の管理
・水路：年2回草刈り
(必要に応じ補修)
・道路：年2回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時役員を中心とした点検活動を行う)
↓
猪被害が見受けられた団地へは電気牧柵設置を検討

共同取組活動



営農組合設立に向けての話し合い



ホタルの棲む河づくり(清掃作業)

団地の周辺に電気牧柵を設置することで、農地を集集的に鳥獣被害から防止。営農組合や機械利用組合(平成19年度設立目標)の設立により、集落全体の連携を強化することにより、集落内の農地や河川等の保全を図る。

- [平成21年度までの取組目標]
- 機械利用組合による機械の共同利用による低コスト化、作業省力化
(当初0ha、目標11ha(協定農用地面積の45%))
 - 猪被害が想定される農用地(団地)への電気牧柵の設置(随時実施)
 - 認定農業者の確保(当初12名 目標13名(1名増))
 - 交付金非対象農家(協定農地を持たない農家の共同取組活動への参加)(当初0名 目標7名)

< A要件に取り組んでいる事例 >

○大規模防護柵を設置し、鳥獣害から集落全体を守る。

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	たけだしくらきちく 大分県竹田市 倉木地区			
協 定 面 積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
55.5 ha	水稻・大豆等			
交 付 金 額 万円	個人配分			50 %
	共同取組活動分 (50%)	鳥獣害防止施設		11 %
		交流事業費		6 %
		機械購入・修繕費費		30 %
		その他(事務費等)		
協 定 参 加 者	農業者 49人、倉木地区農業生産組合、非農家19人			

2. 集落マスタープランの概要

当集落では将来に向けた集落の維持のため、第1に農地の維持、第2に担い手の育成を位置づけ、次の重点目標を掲げている。

- 1) 農業生産活動等の体制を整備する
- 2) 農業生産基盤を整備する
- 3) 生産環境を整備する

[活 動 内 容]		
農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理(田55.5ha) 個別対応+収穫作業の30%が共同作業 大豆の生産受託が11%	・周辺林地の下草刈り (年1回) ・景観作物の作付け (菜の花) 個別対応+共同活動	・収穫作業の50%以上を共同利用機械による作業で行う。 ・整地及び田植えの受託を5%進める ・大豆の生産受託が11%を維持 ・スイートコーンの受託を3%
水路・作業道の管理 ・水路、年2回の草刈り ・清掃、必要に応じた補修 ・道路、年2回 草刈り+4月に簡易補修 共同取組活動	都市との交流事業 ・倉木菜の花祭り開催 (20戸の非農家も活動に参加) ・都市住民を招いた農業体験・交流会 共同取組活動	共同取組活動
・農地法面の定期的な点検 ・鳥獣害防止対策 共同取組活動	景観作物として作付けし後にすき込み緑肥として活用。	・20代～30代の後継者(担い手)を2名以上確保する。 ・生産組合を担い手として充実させていく。 ・集落内生活環境実態調査の実施(アンケート調査)) 共同取組活動

3. 取組の経緯及び内容

集落では基盤整備事業の実施をきっかけに、機械共同利用組織を立ち上げ活動を行ってきた。その組織を中心に平成12年から中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる。

地域の活動として、オペレーターによる機械の共同利用をはじめ、体験圃場での交流事業や、地区の景観作物である菜の花をいかした「倉木菜の花祭り」を開催。祭りでは都市住民を招き、地域のブランド米「倉木米」のPR、地区全体の宣伝、地元農産物の販売や伝統芸能(神楽、獅子舞)の披露等を行い、様々な効果を上げている。

今後は鳥獣被害が年々増加していることから地区全体を囲む大規模な防護柵の設置を計画している。また、機械利用の規模拡大も計画している。

○農用地等保全マップ

- ・管理農地の把握
- ・鳥獣害防止柵の設置計画
- ・菜の花祭りの会場計画
- ・体験圃場の表示
- ・管理水路、農道等の明示
- ・受託農地の把握(航空写真を活用)



農業体験・交流会(芋掘り)



倉木菜の花祭り(圃場を会場利用))

[平成21年度までの取組目標]

- 集落での大型機械の共同利用による営農の効率化・低コスト化
(当初収穫作業30%、目標50% 整地・植付けの受託開始(5%を目標))
- 担い手の育成(2名以上))

< B要件に取り組んでいる事例 >
○ 認定農業者へ農用地の集積を図る

1. 集落協定の概要				
市町村・協定名	秋田県北秋田市 きたあきたし 阿仁戸島内 あに戸島内			
協 定 面 積 2.4ha	田（100％）	畑	草地	採草放牧地
	水稲、転作作物	-	-	-
交 付 金 額 494万円	個人配分分			50%
	共同取組活動分 (50)％	担当者活動経費		3%
		体制整備に向けた活動経費		3%
		水路・農道等の維持管理費		20%
		農用地の維持・管理活動費		24%
協 定 参 加 者	農業者27人			

2. 集落マスタープラン及び農用地保全マップの概要

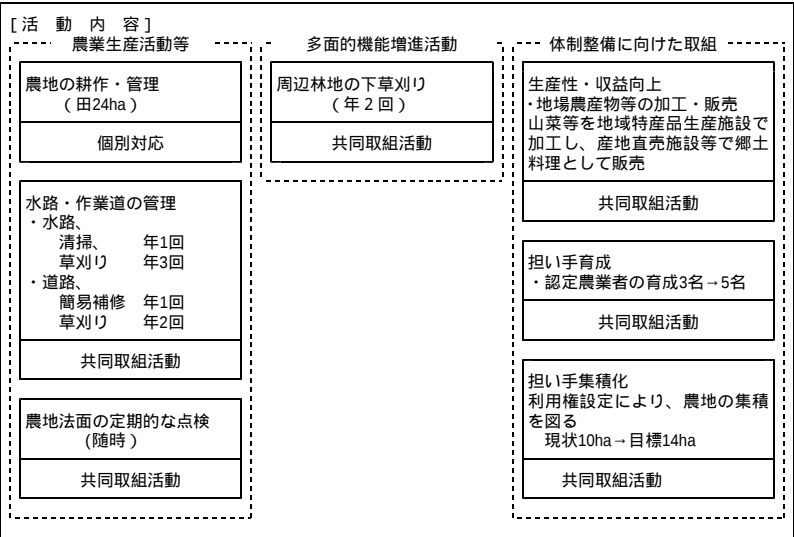
当集落は、旧阿仁町を流れる打当川上流の山間地に位置し、高齢化が進んでいる。地域を守っていくため、中核となる担い手を育成し、地域の農用地を集積するとともに、地域住民全員で担い手を補完する集落営農組織を設立することを目標に協定を締結した。

担い手の育成については、認定農業者を2名増加する取り組みを展開し、地域全体が活性化し、生産性・収益が上がる取り組みとして地元食材の山菜等を加工し、産地直売施設等で郷土料理として販売する取り組みを実施することとしている。

農用地保全マップは、農業生産活動に支障がある農地法面、水路及び農道を明確化し、5年間で水路（延長1km）についてはU字溝及びコルゲートパイプの敷設を実施し、農道（延長3km）については、計画的に砂利を敷くこととしている。



< 農道の整備 >
< 草刈り作業 >



3. 取り組むべき事項の活動内容

山菜等については、既に道の駅や温泉施設への販売をしているが、平成21年度までに地元の食材を活かした郷土料理を確立し、消費者への直接販売に取り組む。

また、認定農業者の育成を図り現状の3名から5名に増加し、集落営農組織の設立に向けた体制整備の構築を図ることとし、農用地の利用集積の推進方策について検討を行うこととしている。

[平成21年度までに取り組む目標]	
○ 地場産農産物の加工販売	山菜等を加工し、産地直売施設による郷土料理等での販売
○ 遊休農地等利用	遊休農地の解消と有効活用に向けた話し合い
○ 担い手への農用地利用集積の推進	現状10ha(42%)→目標14ha(58%) B要件：新たに10%以上の引き上げを実施
○ 集落営農組織に関する先進地視察	
○ 認定農業者の育成	3名→5名

< B要件に取り組んでいる事例 >

○ 集落営農組織の充実強化による農業生産体制の整備

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山形県南陽市林道			
協定面積	田（100％）	畑	草地	採草放牧地
28ha	水稻、大豆			
交付金額	個人配分			0%
593万円	共同取組活動分 （100％）	水路・農道等維持管理費		15%
		集落営農活動経費		83%
		その他（事務費等）		2%
協定参加者	農業者 51人、りんどう営農組合（構成員52人） 非農業者 2人			

2. 集落マスタープランの概要

（1）集落における将来像

集落営農組織「りんどう営農組合」を主体とした水稻、大豆等の効率的な土地利用型農業を展開する。また、畜産や干柿を加えた複合経営を確立する。

（2）5年間の活動目標

りんどう営農組合への農地利用集積を推進するとともに、組織運営の充実強化を図る。また、協定農用地等に係る農道・水路の補修や整備を計画的に実施する。

（3）毎年の活動計画

[1年目]・集落マスタープランの策定及び合意形成

- ・営農組合の組織、運営等の充実・強化
- ・水路、農道等の改修・整備

[2～5年]・営農組合の組織、運営等の充実・強化(農業機械の計画的導入)

- ・水路、農道等の改修・整備

[活 動 内 容]		
農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理（28ha） ・特色ある農作物生産	周辺林地の下草刈り ・年1回	集落を基盤とした営農組織の育成
営農組合活動	共同取組活動	・農業機械の整備(コンバイン、トラクター、田植機、大豆管理機等) ・農地利用集積 38ha→41ha ・複合経営の確立(水稻＋畜産、干柿等)
水路・農道等の保全・管理 ・水路:年2回(清掃・草刈) ・道路:年2回(簡易補修・草刈)	輪作の徹底及び堆きゅう肥の施用	共同取組活動
共同取組活動	営農組合活動	
農地法面の定期的な点検(随時)		
営農組合活動		

3. 取組の経緯及び内容

（1）これまでの経緯等

当集落では、いくつかの水稻共同グループ等が存在していたものの、大半が小規模な個別農業経営により展開していた。農業従事者の高齢化に伴い離農が進み、地域営農の存続と集落機能の維持低下が課題となる中で、平成13年度から本制度に取り組み、集落営農体制の構築による農地の一体的管理、農道・用水路などの生産資源の保全管理に向け話し合いを進めてきた。その結果、平成15年2月に集落営農組織「りんどう営農組合」を設立し、併せて農業機械及び格納庫の整備を行った。平成17年度からの新対策では「りんどう営農組合」を主体とした農業生産活動等の充実強化を図ることとしている。

（2）特徴的な活動内容

当集落では、非農家2戸を含む集落一体となった農業生産活動等の充実強化を図るため、交付金については全額、共同取組活動経費として活用することとしている。

なお、集落営農体制の強化に当たり、農業機械の導入や簡易なほ場整備（水田の均平化、中畦排除、暗渠排水等）を進めるとともに、平成21年度までには「りんどう営農組合」への農地利用集積面積を41ha(うち協定農用地面積28ha)まで拡大することとしている。また、特別栽培米の生産や女性部による育苗ハウス跡での野菜類の生産・販売に取り組む、農業所得の向上に取り組んでいる。

将来的には、水稻と畜産や干柿を組み合わせた複合経営を確立し、集落営農組織「りんどう営農組合」を中心とした、効率的かつ安定的な農業生産活動等の実現を目指していきたい。



< 女性部による野菜の生産 >



< 集落での話し合い >

[平成21年度までの取組目標]	
○ 集落営農組織の充実強化(農地利用集積)	【現状】耕作面積38ha→【目標】耕作面積41ha
上記の面積には協定農用地以外のものも含む。	
目標面積の41haには、協定農用地面積の全て(28ha)を含む。	
○ 水稻及び大豆等の土地利用型農業の効率的な展開。将来的には、集落営農組織を中心として、水稻に畜産や干柿を加えた複合経営の実現	
○ 営農の効率化・低コスト化を図るため、計画的に農業機械を整備	
[機械の整備計画]	
平成18年度	コンバイン
平成19年度	トラクター
平成20年度	大豆コンバイン
平成21年度	田植機、大豆管理機

< B要件に取り組んでいる事例 >

○ 地域が一体となって活性化、旧村単位で協定を締結

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	いまだてくんいけだちょう 福井県今立郡池田町				しらわ・まつがたに 白粟・松ヶ谷	
協 定 面 積	田 (100%)		畑	草地	採草放牧地	
6.3ha	水稻		ha	ha	ha	
交 付 金 額	個人配分				0%	
84万円	共同取組活動分 (100%)		水路泥上、除草作業、農道補修、獣害対策等			2.9%
			そば団地、受託水田等管理			2.3%
			農業機械更新積立			2.3%
			その他(水路、農道等現況調査、権利者調整会議等)			2.5%
協 定 参 加 者	農業者14人、水利組合3、生産組織1、非農業者16人					

2. 集落マスタープランの概要

- (1) 集落における将来像：1 集落 1 農場を目指し、作付けから販売まで一体化した集落営農を進めるとともに、有機米及び契約栽培米（もち米）の生産を行い、所得の安定化を図る。また、観賞用錦鯉、景観作物、芳香植物（ラベンダー）、甘藷等を栽培・飼育するとともに、これらを活用して、都市住民との交流事業を実施し、所得向上と集落の活性化を図る。
- (2) 5 年間で活動目標： 生産組織による機械所有の一元化、 農地集積、共同作業、高齢者の雇用創出等を進め、1 集落 1 農場による体制を構築、 有機米及び契約米の栽培等の促進、 都市との交流事業（景観作物栽培、オーナー園、鑑賞錦鯉養殖等の実施）の推進による地域の活性化及び後継者の育成

[活 動 内 容]		
農業生産活動等	多面的機能増進活動	体制整備に向けた取組
農地の耕作・管理 (田6.3ha)	オーナー農園の開設	集落営農組織、白粟グリーンファーム設立 ・農業生産法人化を目指す
個別対応、共同取組	共同取組活動	共同取組活動
水路・農道の管理 ・水路2.4km、清掃、草刈、年2回 ・道路1.5km、草刈、補修、年1回	景観作物作付け (ラベンダー、コスモス) ・都市農村交流の推進	白粟グリーンファームへの農地集積 ・利用権設定及び農作業受委託の締結
共同取組活動	共同取組活動	共同取組活動
農地法面の定期的点検 (随時)	観賞用錦鯉の養殖	近隣集落への参加勧誘 受託農地調査
共同取組活動	共同取組活動	共同取組活動
獣害防護柵の設置 ・1/20防護電気柵設置2.5km	特別栽培米の作付:1.2ha 水稻品種の団地化: 70%	
共同取組活動	個別対応、共同取組	

3. 取組の経緯及び内容

白粟・松ヶ谷地区が位置する旧下池田地域は、高齢化と人口流出が進み、現在、離農者の増加、農地の荒廃の進行、耕作放棄地の増大が憂慮されている地域である。こうした中、白粟地区においては、前対策の取組を契機に「自分たちの農地は自分たちで守ろう」との気運が高まり、平成13年1月に集落営農組織「白粟グリーンファーム」を立ち上げ、農地保全に努めてきたところである。今回、本制度が継続されることに伴い、これまで本制度を実施していなかった隣接の松ヶ谷地区を取り込み、両地区一体となって集落協定を締結することとなった。

白粟・松ヶ谷地区は、14戸の農家が6.5ha（うち協定農用地面積6.3ha）の農地を耕作するという零細な農業経営にも関わらず、個人毎に農業機械を所有するなど、非効率的な農業生産を行ってきた。こうした現状を踏まえ、これまで白粟地区で進めてきた白粟グリーンファームを中心とした農業生産体制を松ヶ谷地区まで広域化し、農業機械の共同利用、農作業の共同化を進めるとともに、水稻やそば等の転作作物の作付けに当たり、品種ごとに団地化するなど、更なる効率的な農業生産体制の確立を目指すこととなった。

また、特別栽培米（有機栽培、減農薬・無化学肥料等、平成17年度は3,480㎡で実施）や生産調整水田を活用した観賞用錦鯉の養殖に取り組むことで、農業所得の向上を図りたいと考えている。

将来は、白粟グリーンファームの組織体制の強化を進め、農業生産法人へと育成するとともに、旧村単位である旧下池田地域と他地区との連携を進め、地域一体となった農村の維持、農地保全に努めていきたい。

< 農用地等保全マップ >

- 生産組織受託計画
特別栽培米作付計画
契約栽培米作付計画
転作団地化計画
水稻品種団地化計画
鳥獣害防止柵設置区域
景観作物栽培計画



[目標年度（平成21年度）までの取組目標]

- 集落営農組織を中心とした農業生産体制の整備
 - ・ 集落営農組織への農地利用集積
 - 農業受委託 目標5.0ha（協定農用地面積の78.9%）
 - ・ 特別栽培米の作付け 協定農地の50%以上
 - ・ 水稻品種の団地化 協定農地の50%以上、1 団地 1 ha以上
 - ・ 転作作物の団地化 50a以上の団地 1 団地以上
- 景観作物等を活用した都市農村交流の推進
 - ・ ラベンダー及びコスモスの作付け
 - ・ 観賞用錦鯉の養殖
 - ・ ラベンダー、コスモス、錦鯉を活用したイベント開催（毎年秋開催延べ千人参加）
- 多面的機能の持続的発揮に向けた非農家等との連携
 - ・ 景観作物の作付け、河川清掃など環境に配慮した活動を非農家とともに実施

< B要件に取り組んでいる事例 >

○ 集落の農地は集落営農で守る

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	鳥取県八頭郡八頭町 野町			
協 定 面 積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
2.3ha	水稻、野菜類	-	-	-
交 付 金 額	個人配分	5.0%		
4.9万円	共同取組活動分 (5.0%)	水路・農道の管理、鳥獣害防止対策	2.0%	
		機械の更新のための積立	2.0%	
		役員手当、会議費等	1.0%	
協 定 参 加 者	農業者 9人、野町営農組合(構成員6人)			

2. 集落マスタープランの概要

(1) 集落における将来像

【現状】集落内では兼業農家と高齢専業農家がほとんどで、認定農業者等の育成は困難であるが、兼業農家の中には、経理、機械操作、企画など様々な能力を持つ人材がいる。また、農作業を受託できる中核的リーダーとしての担い手や営農組合があり、それらに農作業の一部を委託している農家もある。

しかし、農家個々での機械所有がほとんどで、機械代の負担が大きくなっており、今後、高齢化により水稻の基幹的作業が困難な農家が出てくることが予想される。

集落内の農道、水路等の管理は農家だけで共同で実施している。

【将来像】集落内の人員の様々な能力を活かし、営農組合で水稻の主要農機具を共同購入・共同利用することにより、効率的・安定的な営農体系を実現する。

兼業農家等は基幹的農作業を、担い手や営農組合へ作業委託することにより、営農を維持し農地を保全する。

集落内の農道、水路等は、非農家も含めた集落全体で維持管理を行う。

(2) 5年間の目標

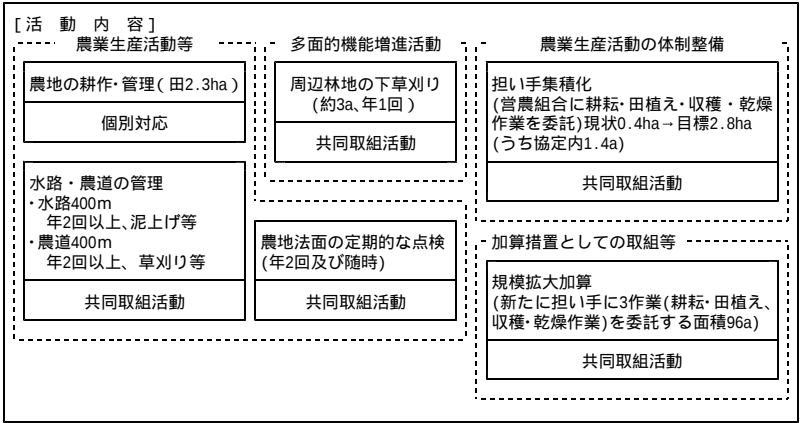
- 営農組合でトラクター、コンバインを更新し、農業機械の共同利用を進める
- 農道、水路等の管理活動について非農家と一体的に管理活動を実施する
- 水稻の基幹的農作業については営農組合への委託を推進する



集落の共同作業で設置した格納庫



共同利用される農業機械

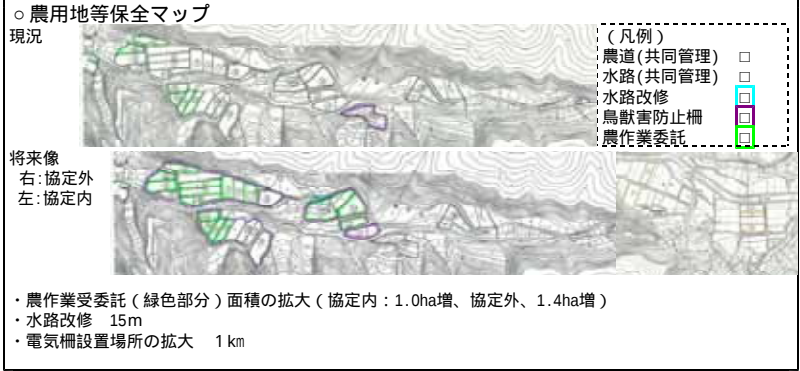


3. 取組の経緯及び内容

野町集落では、活力ある農業者の育成と住みよい豊かな集落づくりを目指して、平成2年に野町営農組合を設立した。これにより、農作業受委託による効率的な農業に取り組み、また、世代を超えた集落内の交流が盛んに行われるようになった。

前期対策では、平成12年度に集落協定を締結してからは、交付金を活用してコンバイン、乾燥機、畦塗機各1台を購入し、更に農作業受委託を進めることで、集落ぐるみで農地を保全していく意識が一層向上した。

新対策では、機械の更新をしながら、協定外の農地も含めて農作業受委託を進め、地域ぐるみで農地保全を図る。



[平成21年度までの取組目標]

- 担い手集積化 現状0.4ha → 目標2.8ha (うち協定農用地内1.4ha、協定外農用地1.4ha) 増加分2.4ha (うち協定内農用地1.0ha、協定外農用地1.4ha)

< 法人設立加算・土地利用調整加算の事例 >

○ 震災を契機とした集落ぐるみの営農体制づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	新潟県北魚沼郡川口町 武道窪			
協 定 面 積	田 (100%)		畑	草地
9.5ha	水稻			採草放牧地
交 付 金 額	個人配分分			28%
210万円	共同取組活動分 (72%)	災害復旧事業負担金、水路・農道の改修		
		集落営農組織への助成		
		会議費、役員手当、その他		
協 定 参 加 者	農業者16人、(農)グループファーム武道窪(構成員19戸)			

2. 集落マスタープランの概要

(1) 集落における将来像及び5年間の活動目標

農業生産法人を核とした農業生産活動等を基本とし、耕作放棄地を解消しつつ、楽しい農業(作業の効率化、機械整備による重労働の削減、定期的な休暇)への転換を図り、活気ある農業を目指す。

(2) 毎年の活動計画

- [1年目]桜の木の植栽、災害復旧費への負担補助
- [2年目]排水路の改修(30m)、農道舗装(50m)
- [3年目]用水路の改修(250m)
- [4年目]農道の改良(120m)
- [5年目]用水路の改修(120m)



[活 動 内 容]		
農業生産活動等	多面的機能増進活動	体制整備に向けた取組
農地の耕作・管理(田9.5ha)	景観作物作付(桜)	集落営農組織の育成 (H17設立、農業生産法人)
法人対応	共同取組活動	共同取組活動
水路・農道の管理 ・水路:年1回清掃、草刈り ・農道:年1回草刈り、補修	加算措置としての取組等	集落営農組織への農地集積 ・利用権設定面積30%以上 ・参加農家割合 50%以上
共同取組活動	法人設立加算 ・H17年に(農)グループファーム武道窪を設立 土地利用調整加算 ・H21年度までに農業生産法人へ10ha(内協定農用地面積9.5ha)を農地利用集積	共同取組活動
水路・農道の簡易な基盤整備(5年間) ・水路:延べ400m ・農道:延べ170m		耕作放棄の発生防止 ・法人への集積を基本 ・そば等の作付け利用
共同取組活動		共同取組活動

3. 取組の経緯及び内容

(1) 協定締結に至る経緯等

当集落は、平成16年10月23日に発生した「中越大震災」の震源地にあり、住宅全壊が半数以上となる被害を受けただけでなく、農地及び農道・水路の崩壊等により水田の大半が作付け不能となる甚大な被災を受けた。集落の1戸当たり平均耕作面積は0.5haと小規模で、農家の9割が自己完結型の2種兼業農家だったことから、個別での営農再建は経済的な負担が大きく、農地の復旧及び営農継続が困難となるだけでなく、離村戸数の増加による集落維持が困難になることも懸念された。その中で、関係機関の指導のもと集落内の農家でもある町の職員が、震災を契機に個別経営から集落営農による経営への転換を提案し、組織化に向けた集落合意形成と併せて、新対策を最大限活用する新たな集落協定の締結を進めた。

(2) 特徴的な活動内容等

当集落では「武道窪集落営農検討委員会」を設置し、意向調査や集落懇談会を半年にわたって実施した結果、震災から1年後の平成17年10月に農事組合法人「グループファーム武道窪」を設立した(法人設立加算を適用)。

なお、当該法人は、集落の農地を1つの農場とみなす「一集落一農場」の形態を取っており、農地の利用集積を進める他、収穫物は法人名義で出荷等を行い、組合員には地代や作業労賃等を支払うことで、個別農家の労働負担や経済的負担の軽減を図っている(土地利用調整加算を適用)。

また、集落協定や法人設立に向けた話し合いの中で、集落内に耕作放棄地を出さないことが合意され、かんがい施設の復旧の遅れから水稻が作付けできない水田にはそばを作付けし、収穫されたそばを使ってお世話になった町内外災害ボランティア等を招いてそば祭りを開催した。

今後、組合員の増加による規模拡大や園芸導入等により法人経営の安定を図っていききたい。

(3) これまでの成果等

法人を設立したことにより、離農を考慮していた農家が踏みとどまった。震災を契機として集落営農を実現したことから、被災地域の復興モデルとして、他地区への波及が期待される。



< 法人設立総会 >

[平成21年度までの取組目標]	
○ 集落営農組織の育成による継続的な農業生産体制の整備	
・ 農業生産法人の設立 現状: 個別経営 → 目標(H17年): 1法人	
・ 農業生産法人への農地利用集積	
利用権設定 目標: 10ha(うち協定農用地面積9.5ha、協定農用地面積の100%)	
組織参加農家 目標: 集落農家数の50%	
・ 土地利用調整加算及び法人設立加算の適用	
○ 生産条件の簡易な基盤整備	
・ 水路の改修 目標: 延べ400m(5年間)	
・ 農道の改修 目標: 延べ170m(5年間)	

< 土地利用調整加算の事例 >

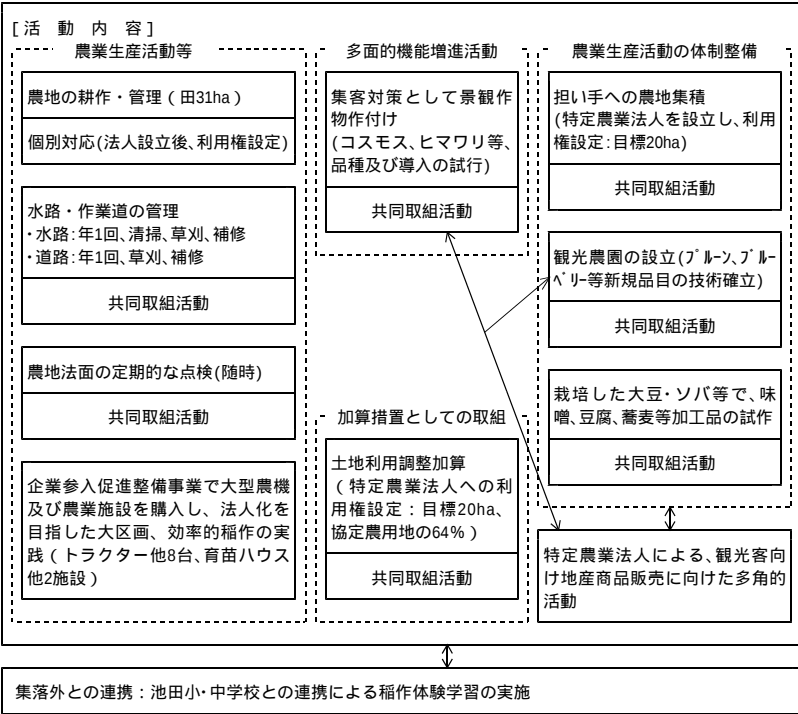
○ 特定農業法人を設立し、農地の利用集積を目指す

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	しまねけん おおだし きんべちよう いけだかみしゅうらく 島根県大田市三瓶町 池田上集落			
協 定 面 積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
31ha	水稻、蕎麦他			
交 付 金 額	個人配分	45%		
656万円	共同取組活動分 (55%)	水路・農道等の維持管理	21%	
		鳥獣害防止対策、多面的機能増進活動	5%	
		先進地視察研修費、法人設立経費、事務費他	29%	
協定参加者	農業者 50人			

2. 集落マスタープランの概要

集落農地のほ場整備に伴い、特定農業法人を設立し、協定面積 31ha のうち 20ha の利用集積を図る。ほ場整備後、耕作可能になった農地から利用権の設定を行っていく。また、協定農地に観光農園を設立し、多角的な法人経営を目指す。



3. 取組の経緯及び内容

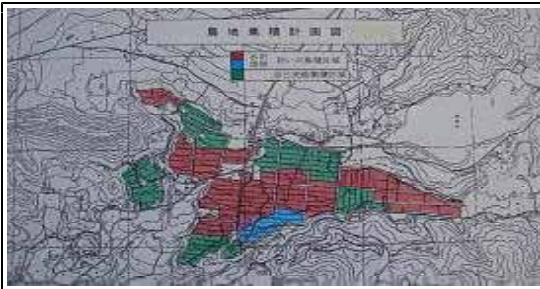
前期対策において取組を行ってきた5集落を、ほ場整備事業の導入を契機に「池田上集落」として統合し、平成17年度以降の対策に取り組む。

池田上集落では、県営ほ場整備事業 (経営体育成事業、平成17～21年度) により、大区画農地による効率的稲作の実践と中山間地域の多様な資源を活かした「次世代に繋げる、儲かる集落営農の確立」を目指す。

集落の近隣に位置する国立公園三瓶山には、年間20万人の観光客があり、「観光客向けの地場販売」が収益性の高い農業確立には不可欠であることから、その集客対策として景観作物の導入や観光農園の開設等を有効な手段の一つと考えている。そのため、夏季、秋季におけるヒマワリ、コスモス、ソバ (景観作物) の作付け体系確立や運営コスト把握や分析を行い、ほ場整備後の品種及び導入面積の規模決定について検証を行う。また、市内外の観光客をターゲットにした観光農園の開園を目指す。

○ 農用地等保全マップ

特定農業法人に対して協定農用地を利用集積していく範囲を記載



収穫したソバの加工実習



小中学校との連携による稲作体験

- [平成21年度までの取組目標]
- 特定農業法人の設立
 - 景観作物の作付け、観光農園の設置 (地産商品の販売に向けた集客のため)
 - 担い手への利用集積 (特定農業法人への利用権設定: 目標20ha (協定農用地面積の 64%))

< 耕作放棄地復旧加算の事例 >

○ 遊休農地の活用による「花実（はなみ）の里」づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	こおりやましなかつがわ 福島県郡山市中田町 中津川			
協 定 面 積	田（68％）	畑（32％）	草地	採草放牧地
6.6 ha	水稻	葉たばこ	-	-
交 付 金 額	個人配分分			
108 万円	共同取組活動分 （65.1％）	担当者活動経費	34.9％	
		水路・農道等の維持管理費	11.0％	
		多面的機能増進活動費	16.6％	
		交付金の積立・繰越（先進地調査のため）	5.3％	
協 定 参 加 者	農業者 20人（うち非対象農業者 1人）非農業者 2人			

2. 集落マスタープラン及び農用地保全マップの概要

集落での話し合いの度に、「農業を取り巻く情勢は大変に厳しい」「担い手の高齢化による離農への動きは更に加速する」といった悲観的な声が聞かれ、加えて養蚕の衰退と共に遊休化した里山（桑園8,253㎡）が懸案となっていた。しかし、話し合いの積み重ねによって「集落内外の人の交流」の必要性を相互に確認し、農用地の有効活用と地域内外の住民との交流活動の推進を図るため、遊休農地へ景観作物（桃、桜）や果樹（梅）を植栽するとともに、集落の憩いの場（交流拠点）となる「花実（はなみ）の里」づくりの協定締結を行った。

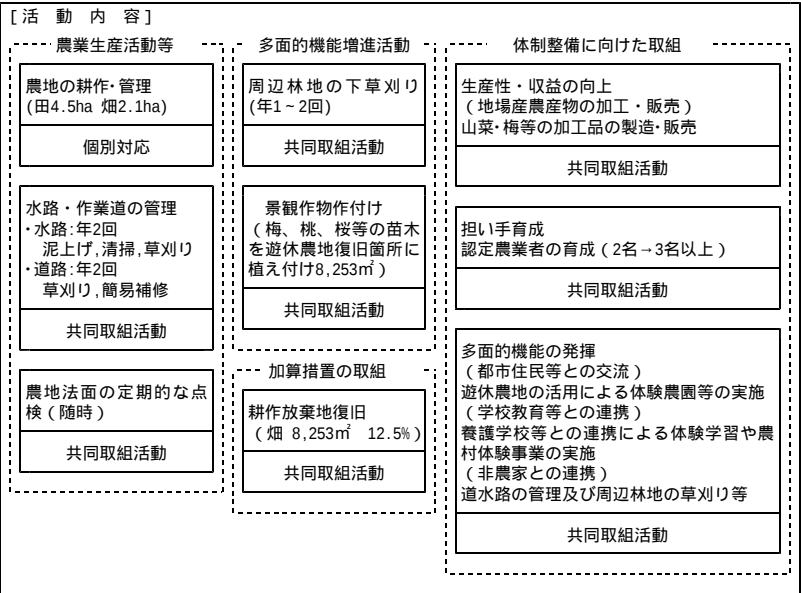
農用地等保全マップにおいては、補修・改良を含めて維持管理が必要な農地法面、水路、農道等の範囲を定めて協定参加者の共通認識を確認するとともに、耕作に支障がある農道は、優先順位を設定し、砂利を敷く等の補修を实践することとしている。



遊休農地の状況



復旧作業



3. 取り組むべき事項の活動内容

生産性・収益向上の取り組みとして、地域内の事業者の加工施設を活用して「地元の山菜や梅」を加工し、催し等での販売を行う計画をしている。

また、認定農業者が現在2名と少ないことから、1名以上の増加を図る担い手育成の取り組みを行うこととしている。

さらに、地域内の連携を図るため既耕作放棄地(8,253㎡)の復旧・整備により、体験農園等(目標35a)の実施や養護学校等との連携による体験学習・農村体験事業を実施する予定であり、共同取組活動へは非対象農家1名及び非農家2名の参加を促すこととしている。

- [平成21年度まで取り組み目標]
- 耕作放棄地の復旧・・・畑:8,253㎡
 - 景観作物の植え付け・・・梅、桃、桜の植栽(なお、梅は収穫を予定)
 - 集落内外住民の交流会の実施・・・遊休農地復旧箇所を活用
 - 地場産農産物の加工・販売・・・山菜(わらび等)や梅等の加工・販売への取組
 - 認定農業者の育成・・・現状2名→3名以上
 - 都市住民等との交流・・・遊休農地の活用による体験農園等の実施
 - 学校教育等との連携・・・養護学校等との連携による体験学習や農村体験事業の実施
 - 非農家等3名との連携・・・道水路の管理及び周辺林地の草刈り等の活動への参加を促す

< 耕作放棄地復旧加算の事例 >

○ 4 集落共同による農地の復旧、維持管理

1．集落協定の概要

市町村・協定名	山口県下関市川久保			
協 定 面 積	田（100％）	畑	草地	採草放牧地
20ha	水稲・野菜			
交 付 金 額	個人配分			44％
423万円	共同取組活動分 （56％）	会議費・研修費等	11％	
		鳥獣害防止対策及び水路、農道等の維持管理等	12％	
		耕作放棄地復旧	24％	
		共同機械購入にかかる積立・繰越	9％	
協定参加者	農業者 31人			

2．集落マスタープランの概要

○ 集落の将来像

川久保集落（金ヶ峠、大上、向河内、下川久保集落）は、農業従事者の高齢化が進んでおり、後継者のいない農家にあっては今後の農地の管理が不十分となり、耕作放棄地の発生の拡大が危惧されている。このような状況の中、当集落においては農業従事者の高齢化、担い手不足から生じる諸問題に対応していくため、集落ぐるみの農業生産活動を行うこととした。

○ 5 年間での主な活動目標

鳥獣害対策と並行して、協定農用地内の既耕作放棄地13,686㎡を復旧する。
エコファーマー認証者による農産物の栽培面積を新たに10,000㎡以上増加する。
第三セクター「豊田あぐりサービス」に対し協定農用地の10% (20,058㎡)以上の農作業委託(病害虫防除)を実施する。

[活 動 内 容]		
農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理(田20ha)	周辺林地の下草刈り(年1回)	高付加価値型農業の実践 (エコファーマー認証者による農産物の栽培を新たに1ha以上増加する。)
個別対応	個別対応	共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路 年2回清掃、草刈り ・道路 年2回草刈り 年1回簡易舗装	景観作物作付(コメ: 約0.3ha)	担い手への農作業の委託 (第三セクター「豊田あぐりサービス」に病害虫防除作業を2ha以上委託)
共同取組活動	共同取組活動	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 (年1回及び随時)	加算措置としての取組等	
共同取組活動	耕作放棄地復旧加算 (集落に点在する耕作放棄地1.3haを復旧し、景観作物を植付)	
	共同取組活動	

3．取組の経緯及び内容

・協定締結の経緯

中山間地域等直接支払制度の新たな対策から、特認地域として県知事の認定を受け対象地域となったことを機会に、本地区においても耕作放棄地発生の防止、復旧、担い手育成等の趣旨から4集落が一括して集落協定を結ぶことで合意した。

・取り組みの内容

水路、農道、農地法面の管理、景観作物の作付けによる多面的機能増進活動の他、集落内で発生している既耕作放棄地の復旧に向けた取り組み、高付加価値型農業の実践としてエコファーマー認証者による農産物（米、ナス）の栽培に取り組んでいる。

また、担い手育成に係る取組として、第3セクター「豊田あぐりサービス」に対し、無人ヘリによる病害虫防除作業の委託を促進する。

・今後検討している活動の内容

高付加価値型農業の実践の取組面積の拡大、担い手への農作業委託に向けた協議を進めていく。



○農用地等保全マップ
・農用地等保全マップ（左図）及び集落の5年後の予想図（右図）。保全マップについては、農道、水路、農地の現況等を色、記号により区別した。特に耕作放棄地については黄色で示し、集落全体で認識してもらうように作成した。また、選択要件の達成目標についても具体的数値を記載した。



農道・水路の共同管理作業の様子



中山間地域における鳥獣害防止対策

- [平成21年度までの取組目標]
- 高付加価値型農業の実践。エコファーマー認証者による農産物（米、ナス）の栽培。
(当初3.3ha 目標4.3ha (協定農用地面積の21%))
 - 担い手への農作業の委託 (現状0ha、目標2ha (協定農用地面積の10%))
 - 既耕作放棄地の復旧 (協定農用地13,686㎡の復旧)

< 耕作放棄地復旧加算の事例 >

○ 美しい棚田の景観を守るため集落ぐるみで耕作放棄地を復旧

1. 集落協定の概要

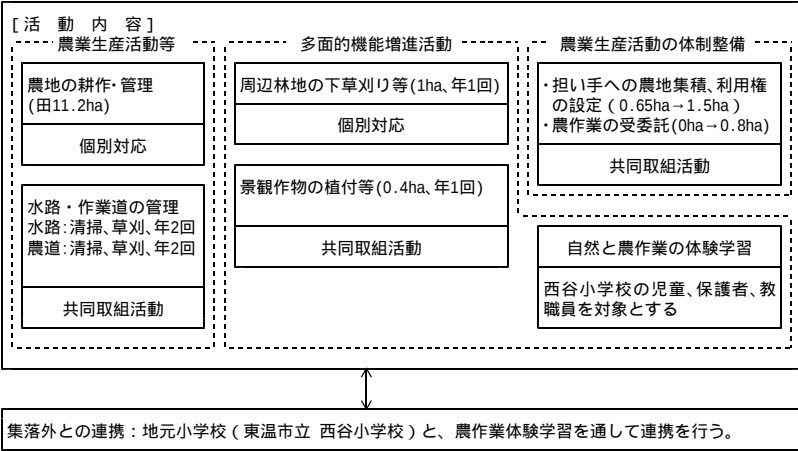
市町村・協定名	えひめけんとうおんし 愛媛県東温市 井内中			
協 定 面 積	田 (79%)	畑 (21%)	草地	採草放牧地
14.2ha	水稻・野菜	野菜・シキミ		
交 付 金 額	個人配分	50%		
259万円	共同取組活動分 (50.0%)	体験農園活動費	2%	
		鳥獣害の防止対策・電柵設置	20%	
		水路及び農道の保全管理	7%	
		先進地視察等	6%	
		積立金	15%	
協 定 参 加 者	農業者 20人			

2. 集落マスタープランの概要

井内中集落は営農者の高齢化が進行し65歳以上の高齢化率が47%を占めている。また、後継者の決まっていない農家戸数も、集落全体の50%に達しようとしている。

しかし、集落は美しい棚田の景観を有し、豊かな自然環境の中で営農活動が行なわれている。水質も良く標高が高いことから昼夜の温度差が大きいという米作りに適した地域のため、昔から味の良い県下でも有名な良質の三内米が生産されている。また、4月には集落主催の牡丹祭りが行なわれ、多くの人が訪れにぎわっている。

このような美しい棚田の景観やきれいな水資源など多面的機能を次世代に伝えていくため、昔ながらの人情が豊かでお互い助け合いの精神があることを活かして、世代間で交流を図ると共に、利用権設定や農作業の受委託による農地の維持、耕作放棄地の復旧等に取組み、活力ある集落の実現を目指す。



3. 取組の経緯及び内容

現在、認定農業者を育成し、農地の利用集積や農作業の受委託の積極的な推進により農地を維持しているが、高齢化や担い手不足等により耕作放棄地も発生している。そのため、耕作放棄地には景観作物や野菜等を作付けると共に、将来そのような土地が発生しないよう、更に利用権の設定や農作業の受委託等を推進していく。

また、美しい棚田の景観や動植物等豊かな自然や水資源などの多面的機能を次世代に伝えていくため、小学生やその保護者を対象として農作業体験（田植え、草取り、稲刈等）や収穫祭並びに自然学習会を通じて農作業の苦労や楽しさ、食の大切さを伝えていく。

更に、以前から行なっている牡丹祭りを活かして、非農家との交流を深め地域の活性化を図ることや、集落営農や生産性の向上を目的として年1回先進地視察研修及び意見交換会を実施し、世代間の意思の疎通を図ることなどを行なっている。

○ 農用地等保全マップ

茶色は利用権設定農用地を示す
グリーンは農作業受託農用地を示す。
ピンクは体験農園を示す。
黄色は耕作放棄地復旧予定農用地
赤枠は電柵設置範囲を示す。



耕作放棄地の復旧作業の様子



耕作放棄地の復旧後の様子

[平成21年度までの取組目標]

- ・担い手への農地集積（現状）0.65ha →（目標）1.5ha
- ・担い手への農作業の委託（現状）0ha →（目標）0.8ha
- ・西谷小学校の児童や保護者を対象とした自然と農作業の体験学習を実施
- ・耕作放棄地（0.4ha）を復旧し、景観作物や野菜等を作付け
- ・鳥獣害の被害が発生している農地に対して電気柵を設置

< 法人設立加算の事例 >

○ 特定農業法人を地域の農業後継者に位置づけ

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	えさしし 岩手県江刺市		いちのせき 一ノ関	
協 定 面 積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
61.4 ha	水稲、大豆等	-	-	-
交 付 金 額	個人配分分 18.4 %			
1,019万円	共同取組活動分 (81.6%)	担当者活動経費 5.7 %		
		集落マスタープラン実現活動経費（ライスセンター建設費、研修会参加負担金、会議日当等） 18.2 %		
		農用地、水路・農道等維持管理費 43.2 %		
		交付金の積立・繰越（法人化に向けた積立等） 4.9 %		
		その他（加工場建設負担金等） 9.6 %		
協 定 参 加 者	農業者 50人、一ノ関営農組合（構成員 41人）			

2. 集落マスタープラン及び農用地保全マップの概要

協定締結に当たり集落の課題等について話しあったところ、高齢化の進行と後継者不足から現状維持も困難であり、耕作放棄地の増加が心配されることが挙げられた。

現在、営農組合を組織し、水田を中心にした農用地の利用調整や農作業受託を一部で実施しているが、将来は特定農業法人を立ち上げ地域の農業後継者として位置付け、農地の荒廃を防止し有効活用を図る。

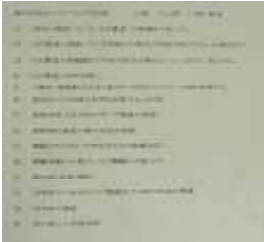


水路敷設工事

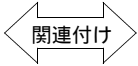
この特定農業法人を核として農業生産活動の体制を整備し、農地の集積や高収益作物の作付け、農業機械の効率的な利用により農家所得の向上に結びつける。

また、食育を目的として地元児童生徒を対象とした体験学習を開催する。

なお、農業生産活動等の体制整備として、農道・水路等の補修・改修等の必要箇所を点検し、「農用地保全マップ5カ年計画」(14項目の具体的な活動)とそれを図面に関連付けた「農地保全マップ」を作成し農用地の保全活動を明確にした。



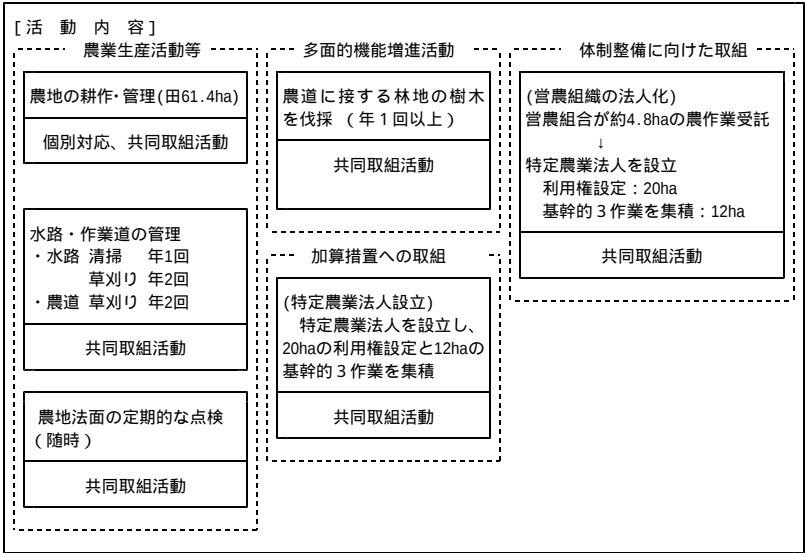
農地保全マップ5カ年計画



関連付け



農地保全マップ



3. 取り組むべき事項の活動内容

現在は営農組合が約4.8haの農作業を受託し耕作放棄地の発生防止を行っているが、更なる管理の徹底と担い手育成を目指すため、平成19年度までに特定農業法人化を目指し、農用地の利用権設定及び農作業受委託等により集積を図る。

[平成21年度までの取組目標]

- 耕作放棄地の発生防止活動
現在営農組合が中心となり、農作業受委託の推進等により耕作放棄地の発生防止活動を実施している。将来は特定農業法人化し、農用地の権利移譲等による更なる管理の徹底と、地域の担い手育成を目指す。
- 水路・農道等の管理
協定者全員で管理し、自治会の土木担当との密接な連携の下に実施する。
- 多面機能増進活動
周辺林地や溜池等の管理により環境整備に努める。また、食育を目的として、地元児童生徒を対象とした体験学習を開催する。
- 共同機械・施設利用
営農組合(将来法人化)が中心となり農業機械の共同利用や購入助成、育苗センターの利用促進、ミニライスセンターの施設設置により効率的な機械利用促進を図る。
- 地場産農産物の加工販売
地元農産物の高付加価値化と新商品の開発を行い直売所での販売を行う。
(地元産の大豆を使用した味噌、野菜の漬物、米・豆・麦を加工した粉)

< 法人設立加算の事例 >

○ 条件不利地域で法人を設立

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	ながのけんかみいなくんたかとおまち やまむろ 長野県上伊那郡高遠町 山室集落			
協 定 面 積	田 (1 0 0 %)	畑	草地	採草放牧地
2 8 . 3 ha	米			
交 付 金 額	個人配分 50%			
6 0 1 万円	共同取組活動分 (5 0 %)	鳥獣害対策	22%	
		農用地維持・管理	13%	
		法面・U字溝維持管理	8%	
		法人設立費用	2%	
		事務費	5%	
協 定 参 加 者	農業者 5 5 人	生産組織 2、水利組合 5		

2. 集落マスタープランの概要

高齢化や過疎で人口の減少が進み、このままでは集落の農地が荒廃し、集落機能の維持も立ちゆかなくなっている。最低でも基盤整備した農地を守っていくため、地域の担い手としての農業生産法人の設立や、新規就農者の確保を図る。また、集落の担い手として定年帰農者を育成するとともに、農地は担い手としての法人に集積する。

売れる米作りを目指すため、水稻は酒米に特化し付加価値を高めるとともに、直播栽培も取り入れコスト軽減を目指す。

ふれあい市民農園における活動を拡充・強化し、都市住民との交流を進める。

ほ場整備未実施地区や耕作放棄地について、協定内関係者や、協定参加者以外の人も連携しながら取り組み対象としていく。

鳥獣被害防止や農道や水路の維持管理は、地域が一体となって取り組む。

[活 動 内 容]		
農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理(田28.3ha)	周辺林地の下草刈り (約2ha、年1回)	機械農作業の共同化(コンバインの共同 利用を2ha(7%)実施、目標6ha)
個別対応	共同取組活動	共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路2.2km、年2回、清掃、草刈 ・道路0.7km、年2回 草刈	山室ふれあい農園を拡 充し農産物の消費拡大 を図る。(目標1ha)	担い手(農業生産法人)への農作 業の委託(目標10ha)
共同取組活動	共同取組活動	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 (年 2 回及び随時)		加算措置としての取組等
共同取組活動		農業生産法人設立加算
		共同取組活動

3. 取組の経緯及び内容

山室集落は、条件不利地域でありながら、平成7年度から12年度まで中山間地域総合整備事業によるほ場整備を実施(25.4ha)した。更に、平成13年度から普及センターやJAのアドバイスを受けて法人設立の準備を進め、平成17年10月に「農事組合法人山室」を設立した。農地の基本的な管理は農事組合法人山室が担当するが、協定参加者自らが農地の草刈り等を行った場合は、労賃を支払う。今後はコンバイン1台、乾燥機2台等を購入し、農業生産の協業を図ることにより、生産性や共同の利益を向上させ、先祖から受け継いだ農地・農業を守っていくことにしている。



○ 農用地等保全マップ

・ 10年後も、協定参加農地で、農業生産活動が継続できるような体制整備を図る。



共同機械(コンバイン)による収穫



農事組合法人山室設立総会

[平成21年度までの取組目標]

○ 平成18年度までに農業生産法人を設立する

○ 集落における大型機械の共同利用による営農の効率化・低コスト化
(当初2ha 目標7ha (協定農用地面積の24%))

○ 担い手(農業生産法人)への農作業の委託(当初0ha → 目標10ha (協定農用地面積の35%))

< 法人設立加算の事例 >

○ 集落営農の法人化を目指す

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	滋賀県犬上郡多賀町 栗栖（くるす）			
協 定 面 積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
7.8ha	水稻、麦等			
交 付 金 額	個人配分	1 0 %		
67.5万円	共同取組活動分 (90 %)	農業生産活動の体制整備	8 0 %	
		水路、作業道等の清掃	1 0 %	
			%	
協 定 参 加 者	農業者 2 0 人、栗栖営農組合（構成員 2 0 人）			

2. 集落マスタープランの概要

（将来像、5 年間の目標）

環境こだわり農業の実践（年度別実施面積 17年度60a 18年度100a 19年度130a 20年度170a 21年度200a）、農業生産の省力化と水資源の有効活用（自動給水装置の設置）、獣害対策の実施（獣害防止柵約1 k m設置）、景観作物の作付けによる多面的機能の発揮、集落営農の法人化の実現。

（年次計画）

平成17年度 自動給水装置の設置、平成18年度 法人化の検討、
平成19年度 農業生産法人の設立、平成20年度 獣害防止柵の設置（約700m）、
平成21年度 獣害防止柵の設置（約300m）

[活 動 内 容]		
農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理(田7.8ha)	周辺林地の下草刈り(約0.5ha、年1回)	機械農作業の共同化 (共同利用を7 ha (協定農用地の90%) 実施、目標7.8ha(10.2%増加)
個別対応	個別対応	共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路2.3km、年2回、清掃、草刈 ・作業道2.0km、年2回、草刈	景観作物作付(カブタア7:約0.2ha)	多面的機能の持続的発揮に向けた非農家との連携 (非農家13戸 (集落協定に参加する農業者の総数の約40%)) と地元産材を使った交流活動実施
共同取組活動	共同取組活動	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 (年2回及び随時)	加算措置としての取組等	
共同取組活動	集落営農の法人化 (農業生産法人の設立)	
	共同取組活動	



集落外との連携

○ 集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

3. 取組の経緯及び内容

中山間地にあつて農業の担い手不足や従事者の高齢化が進行する中、地域の農業を守るため、農業施設等の管理に共同で取り組んできている。今後、獣害対策として防護柵等の修繕等に取り組むとともに、環境に配慮した生産活動や非農家の参加による景観作物の作付け等の活動に取り組む。また、共同活動の中心組織である集落営農の法人化を目指すとともに、機械・農作業の共同化等も推進する。



○ 農用地等保全マップ

農業生産活動の継続を目的に施設の協働活動による水路清掃等の維持管理等に取り組む。

また、多面的機能の発揮や、景観作物の作付け、特産品の開発にも取り組む。



景観作物（カブタア）の作付け



農家共同作業実施前打合せ

[平成21年度までの取組目標]

- 環境こだわり農業への取組み（目標2ha）
- 機械農作業の共同化
現在、共同利用を7ha(協定農用地の90%)実施 → 目標7.8ha (協定農用地の100% 、10.2%増加)
- 多面的機能の持続的発揮に向けた非農家との連携
(非農家13戸 (集落協定に参加する農業者の総数の約40%) と地元産材を使った交流活動の実施)
- 集落営農の法人化 (農業生産法人の設立) 、○ 獣害対策の実施 (防護柵補修延長約1 k m)
- 特産品の開発の取組み【協定活動対象外】

< 法人設立加算の事例 >

○ 地域住民参加型の協定でふるさとの美しい風景を守る

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	あいらぐんあいらちようきづし 鹿児島県姶良郡姶良町 木津志			
協 定 面 積 23.9ha	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻・飼料作物	-	-	-
交 付 金 額 494万円	個人配分	43%		
	共同取組活動分 (57%)	各担当省活動経費 13%		農作業受委託組合活動経費 15%
		農地・道・水路等維持管理経費 14%		
		都市農村交流活動経費 5%		
		共同機械購入積立金 10%		
協定参加者	農業者 69人、木津志農作業受委託組合(構成員 33人)			

2. 集落マスタープランの概要

地区民全員の協力のもと、農地の有効活用が図られる環境・体制の整備、豊かな自然資源や潤いのある農村景観を保全・維持していく活動を積極的に推進し、地区民の誰もが安心して暮らすことのできる「ゆとりとやすらぎのある農村社会」の創出を目標とした以下の活動を展開していく。

高齢農業者に対する営農指導、 集落営農組織の確立、 売れる米づくりの推進、
耕畜連携型農業の推進、 都市農村交流の実施

[活 動 内 容]		
農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
水田の耕作・管理(田24ha)	堆肥きゅう肥の施肥 集落内畜産農家との連携	認定農業者の育成 (現在1名を2名以上に増やす)
個別対応	個別対応	共同取組活動
道路、水路の管理・維持 ・道路23.8km ・水路25.7km 年2回 清掃、草刈り	景観作物の作付け (れんげ種子配布、植え付け)	鳥獣害防止施設の設置・管理 (イノシシ用電気柵の年次計画的設置)
共同取組活動	共同取組活動	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 (年2回及び随時)	都市農村交流 (石橋めぐりウォーキング大会の開催)	加算措置としての取組等
共同取組活動	共同取組活動	法人設立加算 (農作業受委託組合を農業生産法人化する。)
	新規導入作物実証 (共同管理圃場4ヶ所)	共同取組活動
	共同取組活動	

3. 取組の経緯及び内容

本集落は、平成6年度前期に新・農村振興運動の重点地区に指定され、県単むらづくり整備事業を導入しテレビ放送共同受信施設を整備するなど、生活環境の整備に重点を置くむらづくり活動を展開してきた。現在は、中山間地域総合整備事業を導入し平成13年度から17年度にかけて地区内の急傾斜水田の基盤整備を行い、営農環境の整備を図っている。この整備計画に併せて、地区にある石橋や美しい農村景観を保全維持し、多くの人に楽しんでもらう環境を創出することで地区の活性化を図るという方針を立て、地区住民総参加型の集落協定活動に取り組んでいる。今後は、地域に設立された木津志農作業受委託組合を法人化し、効率的な営農体制の確立を目指す。

○ 農用地等保全マップ



木津志集落協定は、交付対象外農家も参加し、地区民全てが集落協定参加者である。したがって、交付金交付対象農地のみならず、交付金対象外農地においても、地区で保全すべき優良農地は、地区民全員で保全活動を実施することとしている。このため、木津志農作業受委託組合が設立されている。また、新規作物等の導入を推進するために、共同管理の実証圃(さつま白もち、園芸作物、工芸作物)を設置している。



[平成21年度までの取組目標]
○ 木津志農作業受委託組合の受託面積を5ha以上とするともに法人化を行う。
○ 集落の農家の30%以上をエコファーマー登録し、JAS認証農家を1戸以上育成する。
○ 育成すべき担い手農家に対し農地を2.5ha集積する。
○ 現在の認定農家1名を2名以上に増やす。
○ 都市農村交流イベント「木津志石橋めぐりウォーキング」を定期的に開催する。
○ 他集落との「花いっぱい運動」に関する協力体制を整備する。

<農用地等保全マップの協定>

○子供たちと一緒に元気な地域づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名		山形県最上郡戸沢村 野口			
協 定 面 積 23.1ha	田（100％）	畑	草地	採草放牧地	
	水稲、そば、大豆	-	-	-	
交 付 金 額 486万円	個人配分				20 %
	共同取組活動分 （80％）	担当者活動経費			3 %
		水路・農道等の維持管理費			57 %
		多面的機能増進活動費			6 %
		体制整備に要する経費			14 %
協 定 参 加 者	農業者 33人、非農業者 4団体（31人）、転作受託生産組合（構成員4人） 水稲空散防除組合（構成員4人）、戸沢村土地改良区				

2. 集落マスタープラン及び農用地保全マップの概要

当地区は、農家の多くは第2種兼業農家で米の生産が主である。近年、米価の低下と高齢化が進む中、農地の遊休化が目立ちはじめ、若手リーダー数名が集落の活気が失われていくのではないかと集落の将来へ危機感を抱き、子供達へより良い生活環境を引き継がねばならないとの思いから、集落住民をはじめ、行政、JA、土地改良区等の関係機関に自ら積極的に働きかけを行い、バックアップ体制を築き、今年度8月には、「元気の出る野口づくり」と題し、地域内にどんな資源があるか、今後改善していくべき箇所などを話し合うワークショップを開催し、関係機関の協力の下、子供からお年寄りまで世代を超えて、地域の総点検する活動を行った。

このような活動から、具体的な将来像を住民全体で共有するきっかけとなり、活動計画や目標を決めるための方向付けが行われ、米以外の農作物を取り入れることで農業所得の減少を抑え、農業経営の安定を図ることや機械利用組合を設立し、農業機械の効率的共同利用を進め、農業生産体制の構造改革を行うことにより、将来は、集落内に複数ある生産組織を一本化し、農作業受託組合（集落営農組織）を目指すこととした。

また、村の温泉施設に訪れる消費者との交流を行いながら、地域で収穫した農産物の有利販売を模索していく。

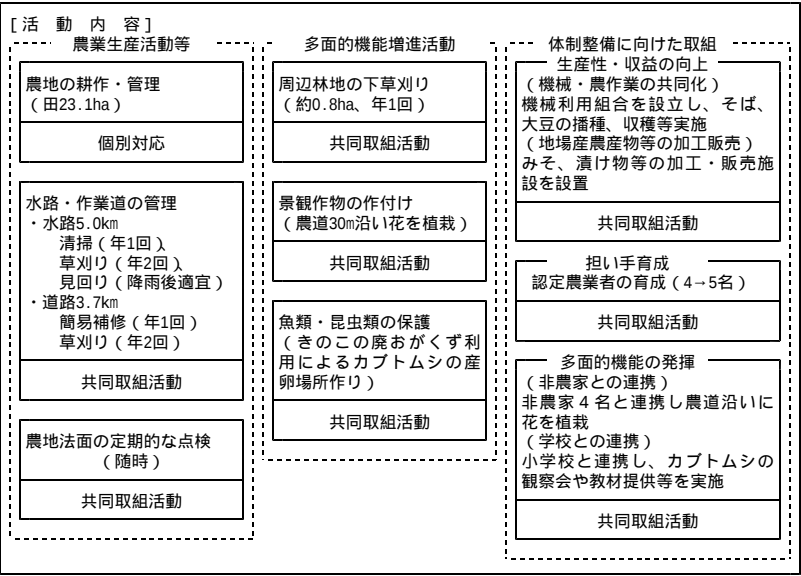
農用地保全マップには、降雨が続くと急傾斜により表土が流出しやすいため、農道の舗装やU字溝布設を行い、災害復旧労力の負担軽減を図る。（農道7カ所＝810m、U字溝布設＝110m）また、農作業の共同化、受託等については、作付品目ごとに団地化を進め、作業効率及び水管理の効率化を図る。



ワークショップの様子



農用地等保全マップ



3. 取り組むべき事項の活動内容

機械・農作業の共同化については、現在、個人所有の機械を、共同利用による生産コストの低減を図るため機械利用組合を設立し、目標として、汎用型コンバイン、乗用管理機、播種機、培土機の共同化に取り組む。

地場産農産物等の加工販売は、村の温泉施設の近隣地にみそ、漬け物等の加工・販売施設を設置し、消費者と直接対話する拠点とする。

多面的機能の発揮の取り組みは、地域内の連携強化のため、非農業者（4名）と一緒に農道沿道に花を植栽する。また、きのこ生産農家より廃おがくずを譲り受け、転作田の一角を利用して「カブトムシ牧場」を設置し、小学校と連携し、自然教育の一環として協定を結び、観察会、教材提供等を実施する。

担い手の育成として、将来は、集落の大半を担う農作業受託組合（集落営農組織）の設立を目指し、認定農業者の育成（4→5名）に取り組む。

- [平成21年度まで取り組む目標]
- 集落内の農道沿道に非農業者4名と連携し、花を植え、環境整備を行う。（30m）
 - 機械・農作業の共同化：汎用型コンバイン（そば：2ha 大豆：2ha）乗用管理機による防除（大豆：2ha）播種機（大豆：2ha）培土機（大豆：協定農用地2ha）
 - 地場産農産物等の加工・販売→みそ、漬け物等の加工施設や直売所を設置。
 - 認定農業者の育成（現在4名→5名）
 - 自然生態系の保全に関する学校教育等との連携：小学校と連携し、自然教育の一環として協定を結び、観察会、教材提供等を実施。

<農用地等保全マップの事例>

○ワークショップ形式による保全マップと集落ビジョンの策定

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	かみましきぐんやまとまちいわた 熊本県上益城郡山都町 井無田			
協 定 面 積	田 (1 0 0 %)	畑	草地	採草放牧地
1 9 . 6 ha	米			
交 付 金 額	個人配分		2 5 %	
2 9 8 万円	共同取組活動分 (7 5 %)	集落の各担当者の活動に対する経費	8 %	
		集落の将来像を実現するための活動に対する経費	8 %	
		水路農道等の維持管理など共同取組活動に要する経費	2 7 %	
		農用地の維持管理活動を行う者に対する経費	2 7 %	
		全体研修・役員研修に要する経費	5 %	
協 定 参 加 者	農業者 2 8 人			

2. 集落マスタープランの概要

過疎化、高齢化が進む中、集落で定めた「井無田集落ビジョン」をもとに、集落住民をはじめ、訪れる人たちや子供、老人までみんなが手を結び合い、生き生きとした集落をつくることを将来像とした。

○5年間の目標

- ・農道・水路等については、協定参加者による適切な管理を行い、改修が必要な農地、農道、水路については保全マップに従い改善していく。
- ・豊かな自然を活用し、学校やPTA等の教育機関と連携し、自然観察会や体験農園といった企画の実現を目指す。
- ・集落内の個人所有の機械や共同機械をリストアップし、利用の高度化や管理体制の整備に努める。また、作業受委託組織を育成することによって、機械の高度利用や担い手への農地集積を可能なものにする。
- ・オペレーターの育成を行ない、農作業受委託等がスムーズに行えるような条件整備を進める。また、高齢者が所有する農地の維持管理作業を受託する組織を育成する。

[活 動 内 容]		
農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理 (田19.6ha) 水路の管理 (清掃、草刈り)	アイガモ利用や緑肥作物 の作付け等の推進	機械農作業の共同化 (田植え、収穫の共同利用 を 2 ha (10.2%) 実施する)
個別対応	個別対応	共同取組活動
農道管理 (草刈り・敷砂利 年2回)	自然生態系の保全に関する 学校教育等との連携 (都 市小学校等と連携し自然 観察会等を開催する)	認定農業者の育成 (新規に認定農業者を 1 名 以上育成する)
共同取組活動	共同取組活動	共同取組活動
鳥獣害防止策の設置		
個別対応 (交付金利用)		

3. 取組の経緯及び内容

当集落においては、中山間地域等直接支払制度の集落協定の取り組みを通じて集落内での話し合い活動が活発化し、今後の集落の農業のあり方を考える必要から集落ビジョンを検討することとなった。

集落ビジョンの策定は、集落農業者自らの自主性と主体性を尊重するためワークショップ形式で行い、住民自らによる集落点検、耕作予想図の作成、集落外からの意見聴取、農地点検マップの作成等段階的に取り組んだ。昨年、これらの総まとめとして、これからの集落の将来像を明確化するとともに、その実現に向けた具体的な活動を行っていくため「井無田集落ビジョン」を策定した。

本年の協定締結にあたっては、この集落ビジョンを基本に農業生産活動はもちろんのこと、体制整備単価交付要件である「機械の共同化」「認定農業者の育成」「自然生態系の保全に関する学校教育等との連携」にも取り組むこととしている。現在、体制整備等を行っており、5年間での全目標達成を目指している。



○農用地等保全マップ

- ・自分たちが管理すべき農道水路はもちろんのこと、生活環境における改善箇所や農地等の整備が必要となる箇所、今後耕作放棄地になりそうな箇所についても図示している。また、この問題点はその緊急度ごとに区別しており、今後の整備計画の資料としている。

- ・達成目標としているものは農道水路の改修、鳥獣害防止対策。



農地保全マップの作成状況



共同作業による休耕田の管理

[平成21年度までの取組目標]

- 集落での機械の共同利用による営農の効率化・低コスト化 (目標 2 ha (協定農用地面積の 1 0 . 2 %))
- 地域農業の核となる認定農業者の育成 (目標 : 新規認定を 1 名以上育成する)
- 自然生態系の保全に関する学校教育等との連携 (目標 : 都市小学校等との自然観察会の企画、開催)

< 連携に特徴のある事例 >

○ 他団体と連携した交流による自然生態系の保全活動の推進

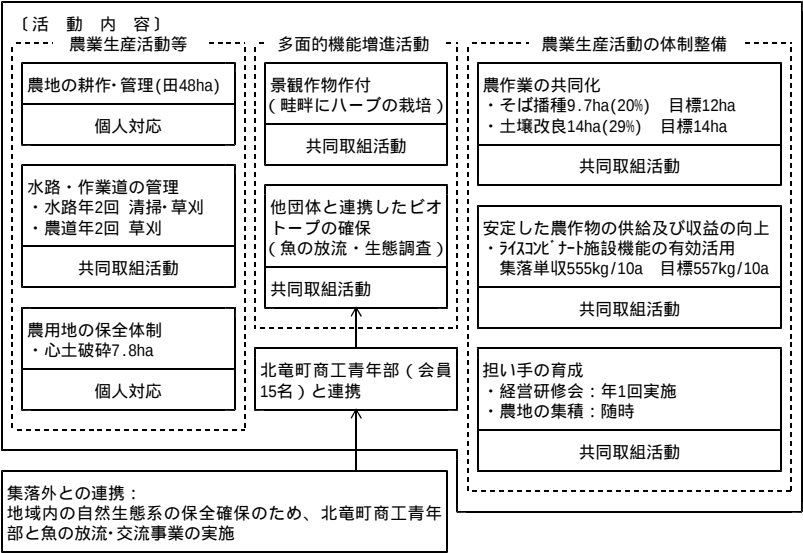
1. 集落協定の概要

市町村・協定名	ほっかいどうりゅうぐんりゅうちようかわむかい 北海道雨竜郡雨竜町 川 向			
協定面積 4.8ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
交付金額 390万円	水稲・大豆・そば			
個人配分 共同取組活動分(51%)	4.9%			
	農地・農道・水路の点検整備			4%
	多面的機能増進活動			3%
	生産性収益の向上・担い手の育成			4.0%
協定参加者	農業者 15人、北竜町商工会青年部(会員15人)			4%
	事務費・その他			

2. 集落マスタープランの概要

当集落は、石狩平野の北部に位置する西高東低の地勢、山間の豪雪地帯で、対象農用地は緩傾斜地であり、協定面積の半分以上に水稲を作付しており、雨竜町全体では道内米の産地評価は最高ランクに格付けされており、全量1等米の生産に取組んでいる。

このような中、核となる担い手の育成及び農村環境の整備を行い、米の産地として現在のランクを下げることなく「安全・安心」、「良食味米」生産の維持向上、他団体との連携による自然生態系の確保(魚の放流・生態調査等)を通じた交流の輪を広げ、農村環境の理解を図ることとしている。



3. 取組の経緯及び内容

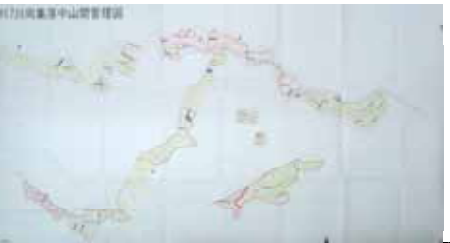
前対策では、川向・桂沢・鴨居沢の3集落が独自に活動していたが、新たな対策の実施を契機に、協定活動の量的かつ質的な向上を図るため、隣接する小規模・少人数のこれら3つの集落協定を1つに統合し、地域一体となって協定活動に取り組むこととした。

このことにより、農作業等の共同作業を効率化、合理化することが可能となり、コスト及び労働負担の軽減を図るとともに、土づくりのため土壌改良剤の投入を実施し、米の主産地として「安心・安全」、「良食味米」の「売れる米づくり」を目指すこととした。更に、既存施設を有効活用することにより負担軽減・収益の向上を推進する。また多面的機能の発揮活動として、隣町の北竜町商工会青年部と連携したビオトープの確保(自然生態系の保全)を通じて魚の放流・交流会を実施する。

○ 農用地等保全マップ

農地の整備: 心土破碎実施

農作業共同化: そばの播種



ビオトープ確保のための
魚の放流作業

水生昆虫観察会

河川パネル展



[平成21年度までの取組目標]

- 農用地保全活動体制の整備
 - 圃場内の過剰水による農作物の湿害対策として心土破碎を実施する。(未実施→7.8ha実施)
- 高齢化に伴う農作業の効率化、コスト・労働力の負担軽減の推進
 - そばの播種作業 (未実施→目標12ha(協定農用地面積の24%))
 - 土壌改良を実施し生産性向上を図る。(未実施→目標14ha(協定農用地面積の28%))
- 安定した農産物の供給及び収益の向上を図る。
 - ライスコンビナート施設機能の有効活用(未実施→目標25ha(協定農用地面積の51%))
- 担い手の育成・担い手への農地集積
 - 担い手の育成 (未実施→目標年1回研修会を実施)
 - 担い手への農地集積(未実施→目標2.9ha(協定農用地の5.9%))
- 他団体との連携によるビオトープの確保
 - 北竜町商工会青年部との連携(未実施→魚の放流・交流事業を実施)

<連携に特徴のある協定>

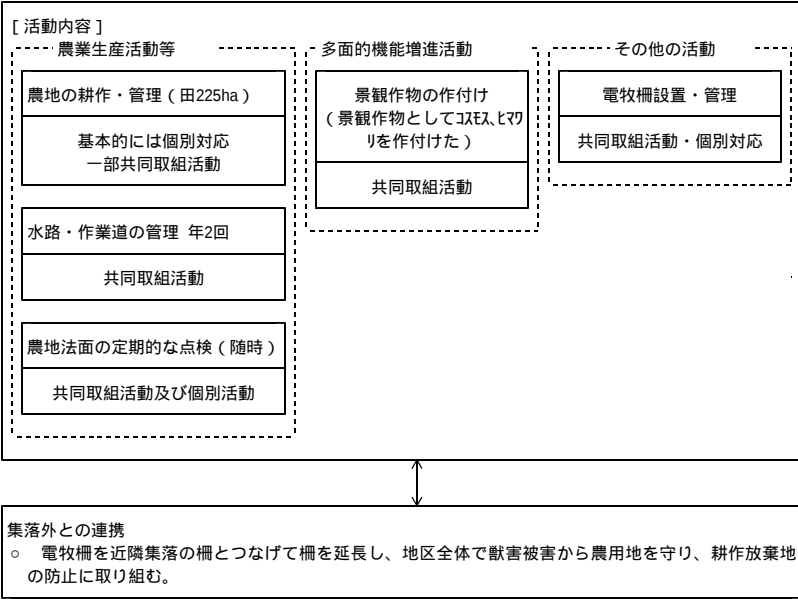
○ 地域間連携で鳥獣害を防ぐ

1 集落協定の概要

市町村・協定名	群馬県吾妻郡吾妻町 須賀尾			
協 定 面 積	田（100％）	畑	草地	採草放牧地
225ha	225（水稻）	-	-	-
交 付 金 額	個人配分分 50％			
226万円	共同取組活動分 （50％）	リーダー育成	6％	
		多面的機能増進活動費	6％	
		水路・農道等管理費	23％	
		集落会合費	1％	
		その他	14％	
協 定 参 加 者	農業者 98人			

2 集落マスタ・プランの概要

- ・ 鳥獣害防止施設（電牧柵）を地域全体で設置することにより、イノシシ等による農作物被害の減少をめざす。
- ・ 景観作物を積極的に推進することにより、美しい農村景観を次世代に残す。
- ・ 積極的に話し合いを行い、地域全体の活性化を図る。



3 取組の経緯及び内容

当地域は、従来から、農業用水路の管理を行うために水利組合が存在していた。中山間地域直接支払の話聞いたとき、やるなら、前向きに取り組んでいこうという動きが生じた。水利組合の範囲は、6つの行政区の範囲であり、もともと集落間の活動もっており、地元農業委員と水利組合の役員を中心に円滑な合意形成がなされていた。

まず、多面的機能を増進する活動として、集落の休耕田を利用して、コスモス、ヒマワリ等の作付けを行った。さらに、休耕田を利用して花しょうぶを作付けている須賀尾花しょうぶの会へ交付金の一部を支出し、集落内の景観に配慮した取り組みを行っている。

将来は、交付金を活用して花しょうぶが作付けてある田んぼの周辺を一周できる作業道の整備を考えている。また、当集落では農地に山林が近接しているためイノシシによる被害が激増していることから電牧柵の設置を目指している。

電牧柵は、1地域でやっても効果が上がらないことから、積極的に他集落にも声をかけ、吾妻町全体で取り組むよう、市町村の担当とともに働きかけている。

本制度の取り組みを通じて、協定締結前に水利組合を中心に、集落全員で取り組んできた各事業（作業）が一層活発となった。

耕作放棄地の防止、用排水路・農道の整備、鳥獣害被害防止対策等集落を自分たちの力で守るという意識ができつつあり、本制度に取り組むことができて非常に良かった。今期対策は、各種事業や共同取組活動に、さらに前向きに取り組んでいきたい。



【水路管理】



【花しょうぶの作付け】

- 【平成21年度までの取り組み目標】
- 鳥獣害防止施設設置（電牧柵）の地域全体活動によるイノシシ等による農作物被害の減少
 - 管理作業の共同化（水路・農道・電牧柵）
 - 景観作物の作付け（花菖蒲 0.5a）
 - 集落内での話し合いの機会が増え、地域の活性化を図る。

<連携に特徴のある事例>

○旧協定の統合による大規模な取り組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	岐阜県中津川市 蛭川			
協 定 面 積	田（１００％）	畑	草地	採草放牧地
208ha	水稻・大豆・飼料等			
交 付 金 額	個人配分			20％
3,244万円	共同取組活動分 （８０％）	地区共同取組活動分	20％	
		施設整備（用排水路）	19％	
		共同利用施設整備	12％	
		共同防除（水稻・大豆）	7％	
		作業委託助成	7％	
		その他	15％	
協定参加者		農業者 483人		

2. 集落マスタープランの概要

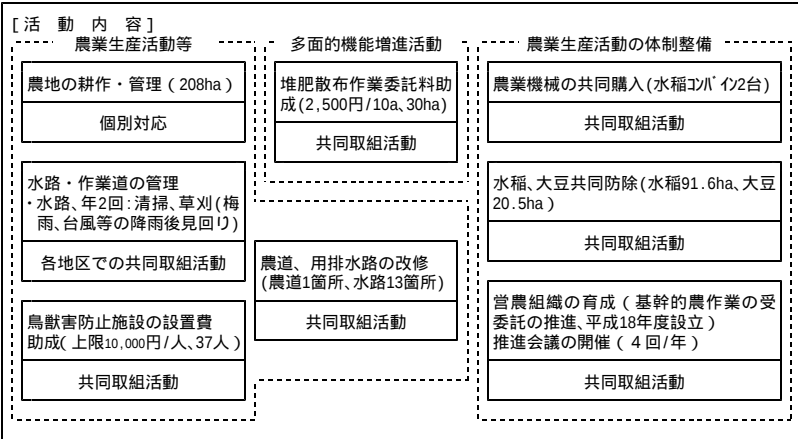
(1) 集落の将来像

本集落は、ほとんどが兼業農家であり、機械の共同利用・農地の利用集積を行うため、地区内の連携を図り効率的な農作業の受委託により営農推進に努める。

現在、安弘見機械化営農組合を中心に農作業の受委託を行っており、今後は担い手の育成を図るとともに、担い手不足の地区の作業受託を行い、耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、安定した農業生産・ぎふクリーン農業の取組拡大を図る。

(2) 5 年間の目標

高齢化等による作物不作付け地等は、受託組織の拡充と地域ぐるみの取組により保全する。 地元で取れた農産物等を利用した特産品の研究・販売に努める。 安弘見機械化営農組合を法人化し、法人を母体とした農地の利用集積、農作業の受委託、団地化に努める。 農作業受託組織等が導入する共同利用機械に助成を行う。



3. 取組の経緯及び内容

昨年度まで蛭川地区は、483農家が参加して13の集落協定が締結されていたが、新たな対策への取組に際して、ほとんどの協定で基礎単価要件での締結が見込まれていた。

その結果、耕作放棄地等の発生の恐れや鳥獣被害の拡大が懸念されたことから、集落代表者との会議で13集落を統合した蛭川地区全体での協定締結が検討された。

蛭川地区では、安弘見機械化営農組合を中心とした担い手に作業の受託が行われ、将来、将来的には安弘見機械化営農組合を法人化する計画もあったことから、蛭川全域を1つの農場と見立てることにより、より積極的な集団営農への取組の実現を目指して、旧蛭川村を1つの協定と位置付けて取り組むこととなった。



[平成21年度までの取組目標]
○平成18年度までに農業生産法人を設立。
○農作業委託による営農の効率化・低コスト化 (担い手への3作業委託率30%を目指す)
○担い手 (新規立ち上げの農業生産法人) への農地の利用集積。
(利用集積を現在0ha→41haを目指す) (協定農用地面積の20%)

< 連携に特徴のある協定 >

○ 他の集落協定と連携し、農業用機械を共同購入・利用

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	奈良県山辺郡山添村 勝原集落2			
協 定 面 積	田 (1 0 0 %)	畑	草地	採草放牧地
6 . 6 ha	水稻			
交 付 金 額	個人配分	36 %		
1 1 2 万円	共同取組活動分 (64 %)	リーダー育成	2 %	
		会議費	2 %	
		道・水路管理費	10 %	
		積立 (共同機械導入に向けた基金の造成)	50 %	
協 定 参 加 者	農業者 2 1 人			

2. 集落マスタープランの概要

- 【集落における将来像】「勝原農作業受託組合」の組織強化、認定農業者・中核農家・定年就農者への農作業の受委託、農地の集積
- 【5年間の活動目標】農道・水路の管理、イノシシ・シカ対策の防護柵設置、機械の共同購入、管理地への植樹、農地の利用集積
- 【毎年の活動計画】(1 年目) 管理困難地の調査
- (2 年目) 管理地に果樹を植栽及び排水工事実施
- (3 年目) 農道の簡易舗装 (4 年目) 管理困難地の調査
- (5 年目) 耕作困難地の貸し借り、コンバイン購入、電気柵の設置

[活 動 内 容]		
多面的機能増進活動		農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理 (田 6.6ha)	周辺林地の下草刈り (約 1.5ha、随時)	機械の共同化 (コンバイン、トラクターを共同購入・利用 共同機械の利用面積：現在約 0.2ha、目標 2 ha)
個別対応	個別対応	共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路 年 3 回 清掃、草刈り ・農道 約 2 km 年 2 回 草刈り、簡易補修	鳥獣害対策 (電気柵を共同購入)	担い手への農地集積、農作業委託 (農地集積：現在約 0.5ha、目標 1 ha 作業委託：現在約 0.2ha、目標 2 ha)
共同取組活動	共同取組活動	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 (随時)	アフリカ救援米を小学校の課外授業で田植え・収穫 現在約 10 a。目標 33 a	
個別対応	共同取組活動	

他の集落協定と基金を共同で増設し、機械等を共同購入・利用

3. 取組の経緯及び内容

本集落は若い家督相続者が概ね全戸に存在し、小規模ながら主に兼業の休日農業を行っていたが、兼業が主であることから管理が不十分となる農地が見られるようになっていた。このため耕作放棄地防止することを目標に平成 1 2 年から協定を締結した。

5 年間の活動を通じた話し合いの成果として、今では将来の担い手として期待される認定農業者、中核農家、定年就農者も、約 10 名育っている。

しかし、担い手が将来集落の農地を請け負うための条件整備 (高額 of 農業用機械の整備) のための費用負担が重荷となっていた。

そこで、農業用機械の共同購入・共同管理をすることに加え、本集落内の他の集落協定と共同で購入することで導入コストの低減と省力化を図るために、集落協定を再締結した。

現在は、他の集落協定 (4 協定) と共同で基金を造設しており、農業用機械や電気柵の共同購入を予定している。また、小学校の学童農園に、J A ならけんと連携してアフリカのザンビア共和国への救援米を作付けし、そこで小学生が田植え・収穫の体験学習等を行うという取り組みも行っている。

将来は、認定農業者・中核農家・定年就農者への農作業の受委託をすすめ、更には農地の集積を行うことを目指している。

また、県内の酒造業者から高い評価を得ている酒米「露葉風」の作付け推進など、主食用米以外の作付けによる田の利活用を図るとともに、村のブランドづくりを勧めていきたい。



救援米の田植え



救援米の収穫

[平成 21 年度までの取組目標]

- 農業用機械の共同購入 (コンバイン 1 台、トラクター 1 台)
- 担い手への農地集積、作業委託 (農地集積：現在約 0.5ha、目標 1 ha 以上、作業委託：現在約 0.2ha、目標 2 ha 以上)

<その他の特徴ある事例>

○潤いのある集落を目指して

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	福岡県八女郡星野村 9 区			
協 定 面 積	田 (7.5 %)	畑 (2.5 %)	草地	採草放牧地
18.2ha	米	茶、花木 (切枝)		
交 付 金 額	個人配分			5 0 %
311万円	共同取組活動分 (5.0 %)	農業生産活動、多面的機能増進活動等		3 0 %
		農地保全活動		5 %
		担い手育成活動		6 %
		その他の経費		9 %
協 定 参 加 者	農業者 5 6 人、水利組合 4 組合、農道組合 6 組合、非農業者団体 1 団体			

2. 集落マスタープランの概要

集落内の農業生産活動を維持するため、集落全体による耕作や農地の適切な維持管理や水路農道等の維持管理に努める。また、担い手の育成と合わせ、都市住民等との交流の中で中山間地域の農地の社会的役割の啓発普及を目指す。

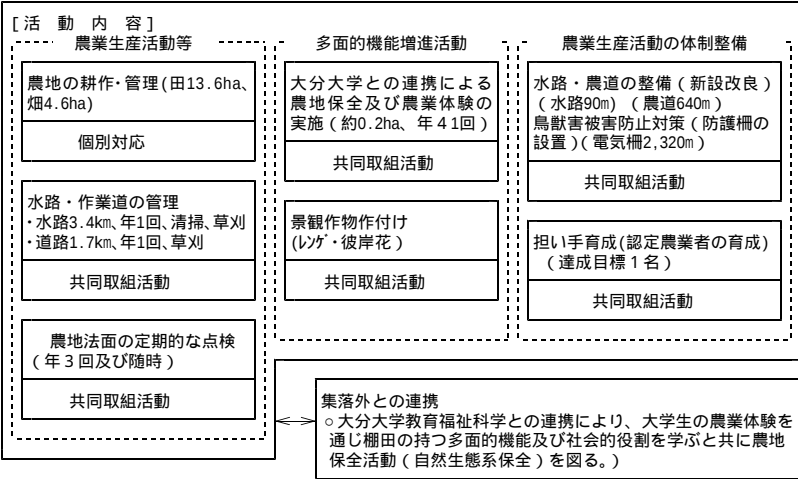
【5年間の活動目標】

集落内外の農家に対し、利用権の設定等の斡旋を行う。また、集落内での共同作業により耕作を継続し、耕作放棄地の発生を防止する。

水路の維持管理は4月に清掃・泥上げ等を行い、農道の維持管理については、毎年7月に道路愛護（草取、簡易補修等）を行う。

大分大学等との連携による農業体験などの活動を展開する。景観作物（レンゲ・彼岸花）の作付を行う。

認定農業者の育成として集落内認定農業者を1名以上育成する。



3. 取組の経緯及び内容

旧制度においては、9区集落・ヤシタノ集落・栗木野集落の3集落毎に分かれ、農道水路の維持活動及び新設改良、鳥獣被害防止対策等の農業生産活動を実施してきた。新制度に取り組むに当たって、協定参加者の重複や協定農用地も隣接しており、一体的な農業生産活動が可能であること、更には規模拡大を図ることにより共同取組活動が活発となることなどから3集落を統合することとなった。

活動内容としては、水路農道の維持管理及び新設改良、景観作物の作付 (レンゲ・彼岸花) 鳥獣害防止対策 (電気柵の設置) 認定農業者の育成、自然生態系の保全に関する学校教育等との連携 (大分大学との連携) を行なうこととしている。



○農用地保全マップ
水路・農道の新設改良及び鳥獣害防止対策の範囲や位置を記載している。



【大分大学との連携による農林道草刈風景】

【平成21年度までの取組目標】

- 認定農業者の育成
現在の集落内認定農業者数2名から3名以上へ、1名以上育成する
- 自然生態系の保全に関する学校教育等との連携
大分大学教育福祉科学部の大学生と連携し、大学生の農業体験を通じ棚田の持つ社会的役割の理解を促進し、自然生態系保全の重要性を啓発普及する。又、大学生との連携により農地保全を図る。
(目標面積: 0.29ha以上)